

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳関係事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、住民基本台帳関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

公表日と同日の変更内容について、提出時期が事前であるものは次期システム特有の内容であり、事後であるものは現行・次期システム共通の内容となります。

## 評価実施機関名

徳島市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

令和6年3月7日

## 項目一覧

I 基本情報	1 ページ
(別添1) 事務の内容	10 ページ
II 特定個人情報ファイルの概要	14 ページ
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	79 ページ
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	97 ページ
IV その他のリスク対策	120 ページ
V 開示請求、問合せ	121 ページ
VI 評価実施手続	122 ページ
(別添3) 変更箇所	123 ページ

<b>I 基本情報</b>	
<b>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</b>	
①事務の名称	住民基本台帳関係事務
②事務の内容 ※	<p>徳島市が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、住民に対する正確な記録を整備する必要がある。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便性を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務処理の基礎となっている。</p> <p>また、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。</p> <p>①個人単位の住民情報を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成  ②住民異動届(転入届・転居届・転出届・世帯変更届等)又は職権に基づく住民票の記載・消除・修正等による住民基本台帳への更新  ③転入届に基づく住民票を記載した際の転出地市町村への通知、個人番号カード保有者の場合は、転出地市町村から転出証明書情報を受領  ④転出届に基づく住民票を削除した際の転出証明書の交付、個人番号カード保有者の場合は、転入地市町村へ転出証明情報を通知  ⑤住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事への通知  ⑥地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会  ⑦住民票への住民票コード及び個人番号の記載、請求による住民票コードの変更  ⑧個人番号の通知及び個人番号カードの交付  ⑨個人番号等を用いた本人確認  ⑩住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置  ⑪閲覧申請による住民基本台帳の閲覧  ⑫交付請求による住民票の写し等証明書の交付  ⑬ドメスティックバイオレンス等被害者の支援措置(証明書交付等の制限)  ⑭情報提供ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理  ⑮住民票等のコンビニ等での交付</p>
③対象人数	<p>[ 10万人以上30万人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 1,000人未満  2) 1,000人以上1万人未満  3) 1万人以上10万人未満  4) 10万人以上30万人未満  5) 30万人以上</p>
<b>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム</b>	
<b>システム1</b>	
①システムの名称	住民記録システム(既存住民基本台帳システム)
②システムの機能	<p>1. 住民異動処理機能  異動のあった住民記録情報を住民記録データベース(以下「住民記録DBという。’)に更新を行う。</p> <p>2. 関連システム連携機能  証明書コンビニ交付システム、庁内連携システム(共通基盤システム)、宛名管理システム、住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーション サーバー) システム、番号連携システム等に各システムで必要な住民記録情報を連携する。</p> <p>3. 住民票コード及び個人番号取得機能  住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)経由で住民票コード及び個人番号を取得し、住民記録DBに登録する。</p> <p>4. 住民票照会機能  住民票情報のオンライン照会を行う。</p> <p>5. 証明書等発行機能  住民票の写し、確認書等を発行する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                    [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム            [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 証明書コンビニ交付システム、番号連携システム )</p>

システム2～5									
システム2									
①システムの名称	証明書コンビニ交付システム								
②システムの機能	1. 住民異動連携更新機能 住民記録システムで異動のあった住民票情報を受信し、証明書発行サーバーの住民票データベース(以下「住民票DB」という。)に更新する。 2. 住民票セットアップ機能 住民記録システムが保有する住民票情報を、証明書発行サーバーの住民票DBに一括登録する。 3. コンビニ交付機能 キオスク端末からの要求に応じて証明書データを送信する。  (注)特定個人情報に関する機能のみ記載。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ( )</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ( )									
システム3									
①システムの名称	住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム								
②システムの機能	1. 本人確認情報更新機能 住民記録システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村コミュニケーションサーバー(以下「市町村CS」という。)の本人確認情報を更新し、都道府県サーバーへ更新情報を送信する。 2. 本人確認機能 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報の照会を行い、確認結果を画面に表示する。 3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)処理機能 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。) 4. 本人確認情報検索機能 端末において入力された4情報(氏名・住所・性別・生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面表示する。 5. 機構への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード・個人番号又は4情報の組合せをキーに本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 6. 本人確認情報整合処理機能 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有する都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバーにおいて保有する機構保存本人確認情報ファイルと整合していることを確認するために、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性本人確認情報を提供する。 7. 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委託先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書・個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、住民記録システム等から送付先情報を受信し、当該情報を、機構が設置管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8. 個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付・廃止・回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 戸籍システム )</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 戸籍システム )	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 戸籍システム )									

システム4	
①システムの名称	番号連携システム
②システムの機能	<p>1. 宛名管理機能</p> <p>①住民記録システムが保有する宛名情報を、番号連携サーバーの宛名データベース(以下「宛名DB」という。)にセットアップする。</p> <p>②住民記録システムの異動処理に伴い宛名情報を受信し、番号連携サーバーの宛名DBに更新する。</p> <p>③個人番号により同一人を判定し、統合宛名番号を採番し管理する。</p> <p>④宛名情報のオンライン機能(照会・更新)を提供する。</p> <p>2. 情報提供機能</p> <p>①各業務システムが保有する各業務情報を、番号連携サーバーの業務データベース(以下「業務DB」という。)にセットアップし、中間サーバーシステムに連携する。</p> <p>②各業務システムの異動処理に伴い各業務情報を受信し、番号連携サーバーの業務DBに更新し、中間サーバーシステムに連携する。</p> <p>③各業務情報のオンライン機能(照会・更新)を提供する。</p> <p>3. 情報照会機能</p> <p>①(内部)個人番号で対象者を検索し、中間サーバーシステム経由で情報提供依頼を行い、オンライン表示を行う。</p> <p>②情報照会対象者情報を中間サーバーシステムに要求し、照会結果の一括ファイルを作成する。</p> <p>4. 符号取得要求機能</p> <p>①符号取得を中間サーバーシステムに要求及び受信し、符号要求データを住基ネットGWサーバーに送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等                                      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 社会保障関係システム、中間サーバーシステム )</p>
システム5	
①システムの名称	中間サーバーシステム
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、徳島市で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保有・管理する。</p> <p>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバーと番号連携サーバーとの間で情報照会内容・情報提供内容・特定個人情報(連携対象)・符号取得のための情報等について連携を行う。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保有・管理する。</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)との間で情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 情報提供電文の暗号化及び復号処理、それらに伴う鍵管理を行う。また、照会許可照会リスト情報を情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)から取得し、番号連携サーバーに対し配布及び配布管理を行う。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10. システム管理機能 バッチの状態管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 番号連携システム )</p>

システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
1. 住民記録情報ファイル 2. 本人確認情報ファイル 3. 送付先情報ファイル	
<b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>	
①事務実施上の必要性	<p>1. 住民基本台帳ファイル 住民基本台帳ファイルは、住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うことを目的として、以下の用途に用いる。</p> <p>①住民から提出された住民異動届又は職権に基づく住民票の記載・削除・修正等の処理を行うため、住民記録情報を管理する。</p> <p>②住民票への住民票コード及び個人番号の記載、請求による住民票コードの変更処理を行うため、住民記録情報を管理する。</p> <p>③証明書の交付請求により住民票の写し等証明書を交付する。</p> <p>④DV等被害者支援措置の申出により、住民基本台帳の閲覧及び住民票等の交付を制限する。</p> <p>⑤情報提供ネットワークシステムの情報照会・情報提供に対応するため、個人番号用符号及び統合宛名番号等を保有・管理する。</p> <p>2. 本人確認情報ファイル 本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いる。</p> <p>①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。</p> <p>②都道府県に対し、本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>③申請・届出の際に提示された個人番号カード等を用いた本人確認を行う。</p> <p>④個人番号カードを利用した転入手続を行う。</p> <p>⑤住民基本台帳に関する事務において、本人確認情報を検索する。</p> <p>⑥都道府県知事保存本人確認情報及び機構保存本人確認情報との整合性を確認する。</p> <p>3. 送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は、個人番号通知書の形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている。個人番号通知書による個人番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化の観点から、機構に委任しており、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。</p>
②実現が期待されるメリット	<p>1. 正確かつ統一的な住民基本台帳の管理により、行政事務の効率化が期待できる。</p> <p>2. 住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、添付書類の省略が図られ、住民の負担軽減が見込まれる。</p> <p>また、個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となる。</p>

## 5. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号)               <ul style="list-style-type: none"> <li>第7条(指定及び通知)</li> <li>第16条(本人確認の措置)</li> <li>第17条(個人番号カードの交付等)</li> </ul> </li> <li>2. 住基法(昭和42年7月25日法律第81号)               <ul style="list-style-type: none"> <li>(平成25年5月31日法律第28号施行時点)</li> <li>第5条(住民基本台帳の備付け)</li> <li>第6条(住民基本台帳の作成)</li> <li>第7条(住民票の記載事項)</li> <li>第8条(住民票の記載等)</li> <li>第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)</li> <li>第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)</li> <li>第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)</li> <li>第22条(転入届)</li> <li>第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)</li> <li>第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> <li>第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> </ul> </li> </ol>
--------	---

## 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <span>[ 実施する ]</span> <div style="text-align: right;"> <p style="margin: 0;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="margin: 0;">1) 実施する</p> <p style="margin: 0;">2) 実施しない</p> <p style="margin: 0;">3) 未定</p> </div> </div>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)          : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)          : なし          (住民基本台帳関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>

## 7. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民文化部住民課
②所属長の役職名	住民課長

## 8. 他の評価実施機関

--

**(別紙) 法令上の根拠**

## 番号法第19条第8号 別表第2

1の項	健康保険法第5条第2項	番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第2省令」という。）第1条
2の項	健康保険法	別表第2省令第2条
3の項	健康保険法	別表第2省令第3条
4の項	船員保険法第4条第2項	別表第2省令第4条
6の項	船員保険法又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法	別表第2省令第6条
8の項	児童福祉法	別表第2省令第7条
9の項	児童福祉法	別表第2省令第8条
11の項	児童福祉法	別表第2省令第10条
16の項	児童福祉法	別表第2省令第12条
18の項	予防接種法	別表第2省令第13条
20の項	身体障害者福祉法	別表第2省令第14条
23の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	別表第2省令第16条
27の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	別表第2省令第20条
30の項	社会福祉法	
31の項	公営住宅法	別表第2省令第22条
34の項	私立学校教職員共済法	別表第2省令第22条の3
35の項	厚生年金保険法	別表第2省令第22条の4
37の項	特別支援学校への就学奨励に関する法律	別表第2省令第23条
38の項	学校保健安全法	別表第2省令第24条
39の項	国家公務員共済組合法	別表第2省令第24条の2
40の項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法	別表第2省令第24条の3
42の項	国民健康保険法	別表第2省令第25条
48の項	国民年金法	
53の項	知的障害者福祉法	別表第2省令第27条
54の項	住宅地区改良法	別表第2省令第28条
57の項	児童扶養手当法	別表第2省令第31条
58の項	地方公務員等共済組合法	別表第2省令第31条の2
59の項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法	別表第2省令第31条の3
61の項	老人福祉法	別表第2省令第32条
62の項	老人福祉法	別表第2省令第33条
66の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	別表第2省令第37条
67の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項	別表第2省令第38条
70の項	母子保健法	別表第2省令第39条
74の項	児童手当法	別表第2省令第40条
77の項	雇用保険法	別表第2省令第41条
80の項	高齢者の医療の確保に関する法律	別表第2省令第43条
84の項	昭和60年法律第34号附則第87条第2項	別表第2省令第43条の3
85の2の項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	別表第2省令第43条の4
89の項	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	
91の項	平成8年法律第82号附則第16条第3項	別表第2省令第44条の2
92の項	平成8年法律第82号	別表第2省令第45条
94の項	介護保険法	別表第2省令第47条
96の項	被災者生活再建支援法	別表第2省令第48条
97の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	別表第2省令第49条



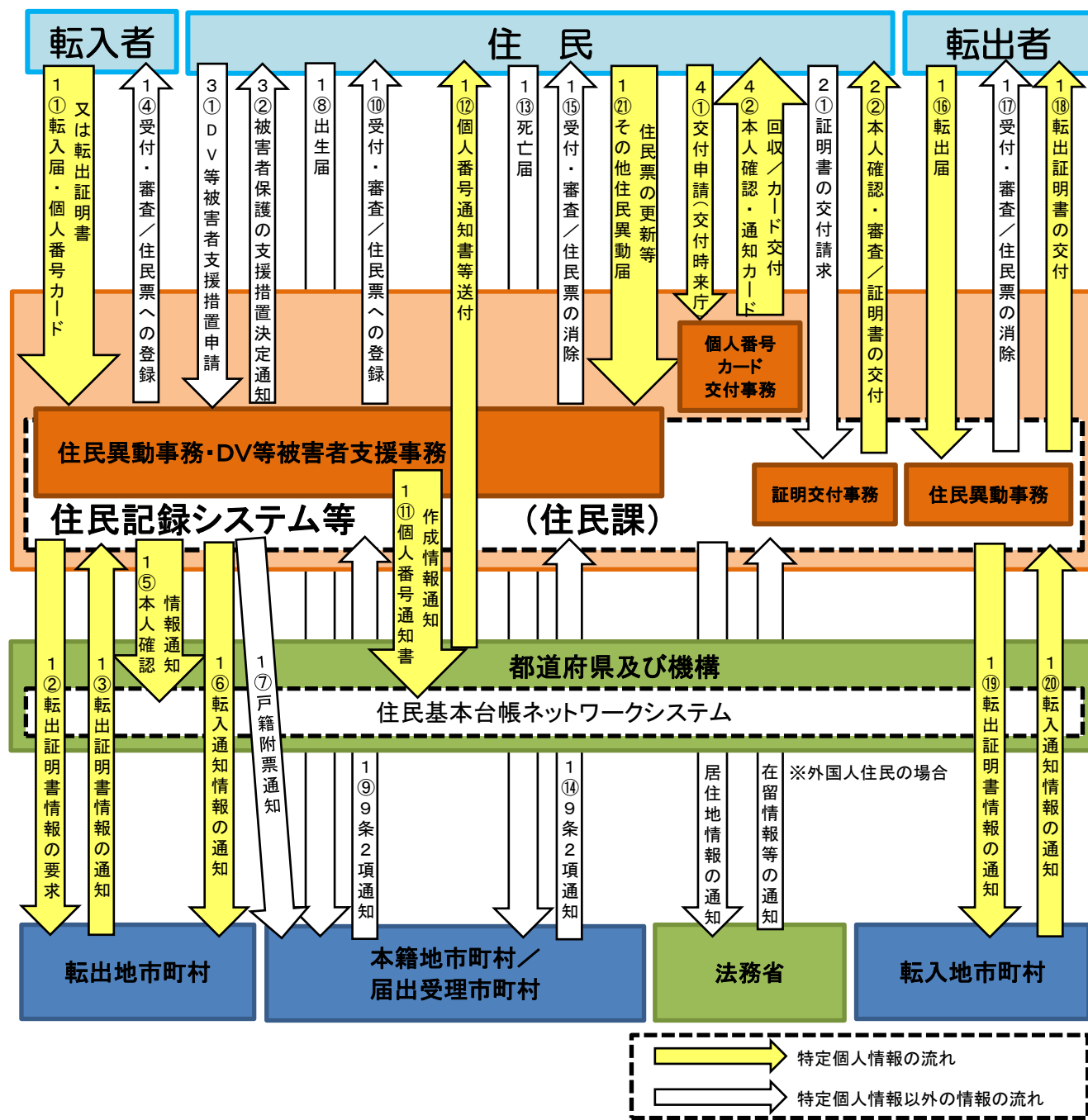
(別紙) 法令上の根拠

番号法第19条第8号 別表第2

101の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項	別表第2省令第49条の2
102の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律	別表第2省令第50条
103の項	独立行政法人農業者年金基金法	別表第2省令第51条
105の項	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法	
106の項	独立行政法人日本学生支援機構法	別表第2省令第53条
107の項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律	別表第2省令第54条の2
108の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	別表第2省令第55条
111の項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律	別表第2省令第56条
112の項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律	別表第2省令第57条
113の項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律	別表第2省令第58条
114の項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律	別表第2省令第59条
116の項	子ども・子育て支援法	別表第2省令第59条の2の2
117の項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律	別表第2省令第59条の2の3
120の項	難病の患者に対する医療等に関する法律	別表第2省令第59条の3

**(別添1)事務の内容**

1. 住民記録情報ファイルを取り扱う事務内容

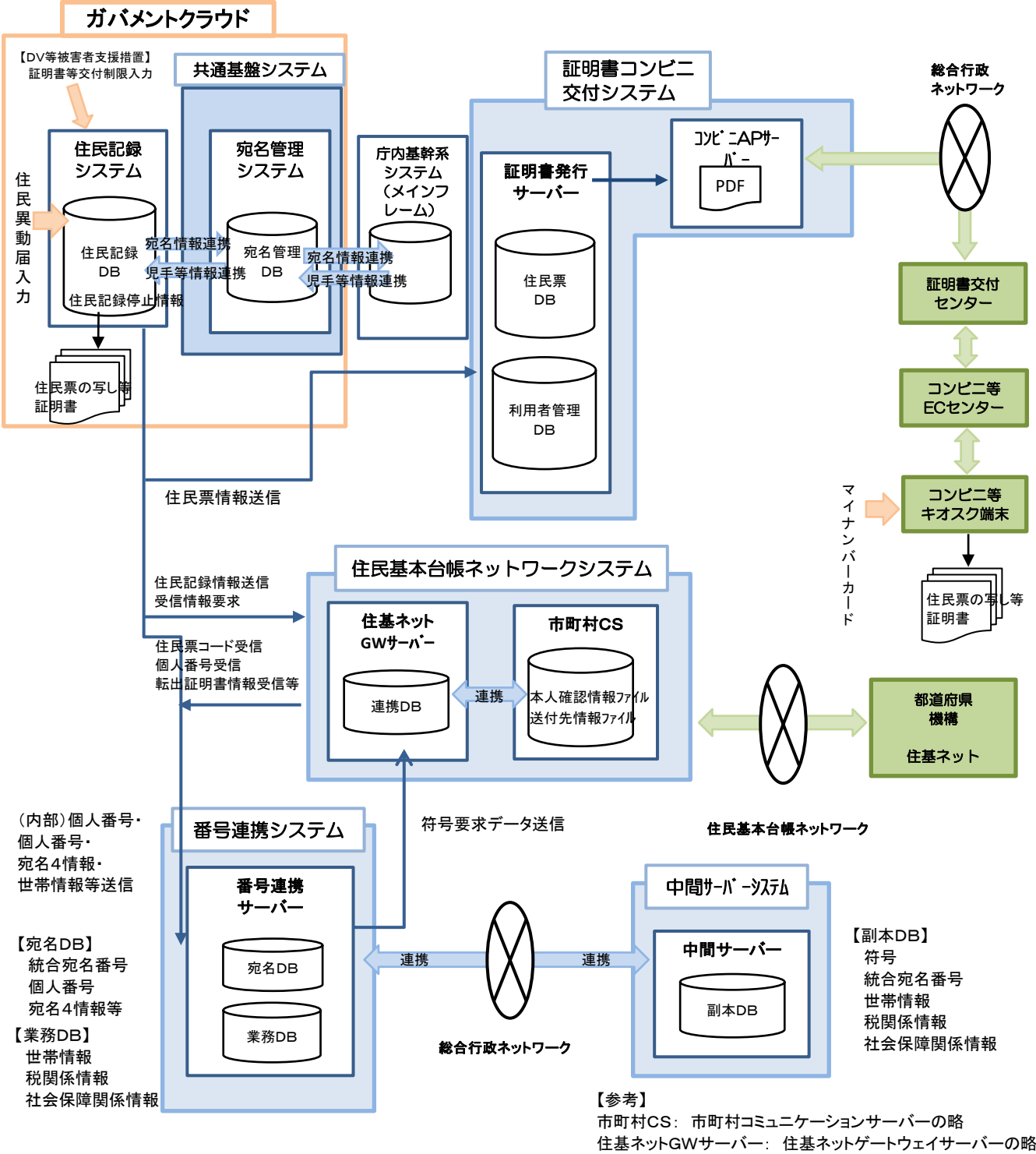


(備考)

- 住民から提出された住民異動届等内容の審査及び届出人の本人確認を行い、住民記録DBに更新する。又は実態調査を実施し、職権により住民記録DBを更新する。また、住所等に異動がある場合は、本籍地市町村に戸籍附票情報を通知する。
  - ① 転入の場合は、住民基本台帳に登録し、転出地市町村に転入通知情報を通知する。個人番号カード保有者の場合は、転出地市町村から転出証明書情報を受領する。
  - ② 出生届の場合は、本籍地市町村等から住基法9条2項通知を受領し、住民基本台帳に登録する。新規となるため、住民票コード及び個人番号を住民記録DBに登録し、個人番号通知書作成情報を機構に通知し、機構は個人番号通知書等を住民に送付する。
  - ③ 死亡届の場合は、本籍地市町村等から住基法9条2項通知を受領し、住民記録DBから消除する。
  - ④ 転出届の場合は、住民記録DBから消除し、転出証明書を交付する。個人番号カード保有者の場合は、転入地市町村へ転出証明書情報を通知するため、転出証明書の交付は行わない。
  - ⑤ その他の主な住民異動届として、転居・世帯分離・世帯合併・表示訂正などがある。
- 証明書の交付請求がある場合は、請求書の審査及び届出人の本人確認を行い、住民票の写し・記載事項証明書等を交付する。
- DV等被害者支援措置の申出がある場合は、申出書の審査を行い、決定通知書を送付する。  
住民基本台帳の閲覧・住民票の写し等の交付制限を行う。
- 個人番号カードの交付申請は、申請者が交付申請書等を機構に送付し、後日、来庁時に申請者の本人確認及び通知カードの回収を行い、個人番号カードを交付する。

**(別添1) 事務の内容**

1. 住民記録情報ファイルを取り扱う事務内容(続き)

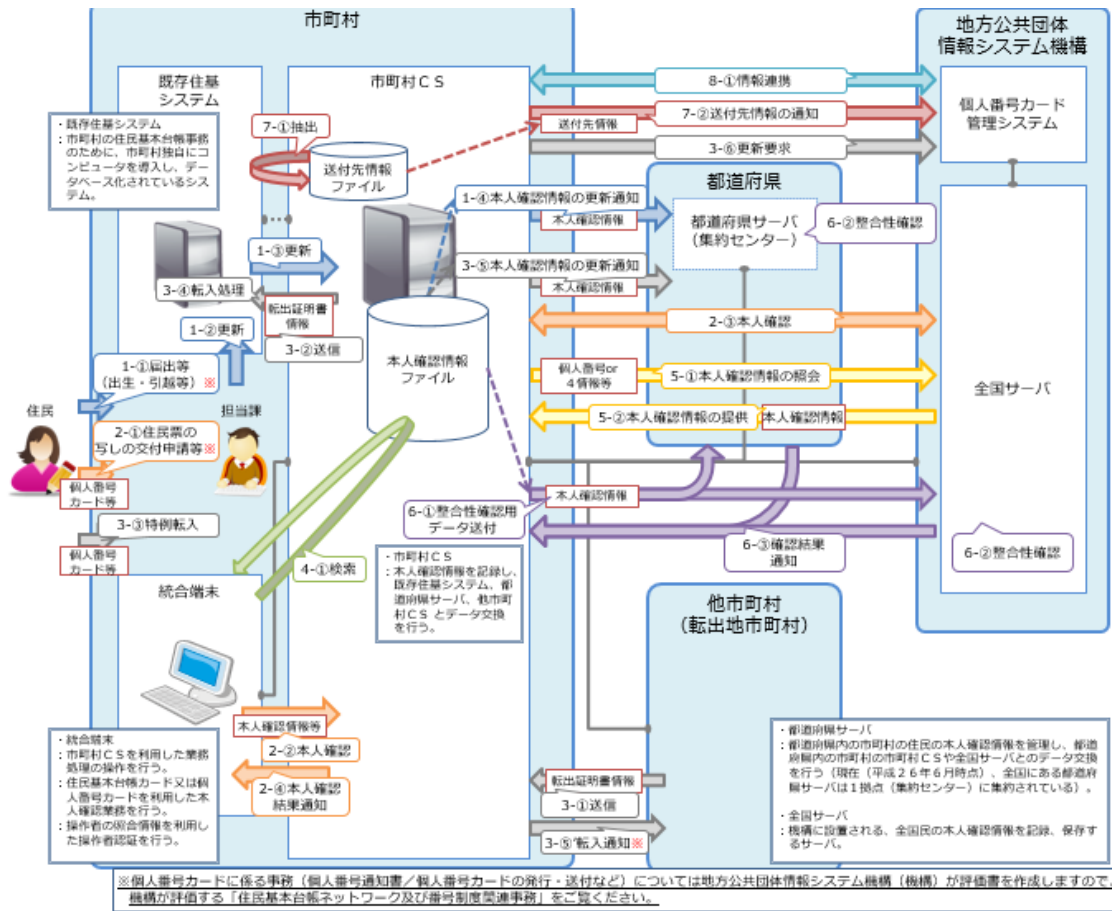


(備考)

5. 住民異動等に伴い住民記録システムにより住民記録DBを更新する際、宛名情報を宛名管理システムに連携するとともに、次のシステムに連携データを送信する。
  - ① 証明書コンビニ交付システムに住民票情報を送信する。
  - ② 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システムに住民記録情報を送信する。
  - ③ 番号連携システムに(内部)個人番号・個人番号・宛名4情報・世帯情報等を送信する。
6. 番号連携システムは、受信したデータの(内部)個人番号・個人番号から統合宛名番号を採番し、宛名DBで保有・管理する。中間サーバーシステムは、情報提供ネットワークシステムの特定期間情報の照会・提供に対応するため、番号連携システムと連携し、統合宛名番号・世帯情報等を「副本」として保有・管理する。また、符号については、住基ネットGWに符号要求データを送信することで、符号を取得し、中間サーバーシステムで保有・管理する。

(別添1) 事務の内容

2. 本人確認情報及び3. 送付先情報ファイルを取り扱う事務内容



(備考)

1. 本人確認情報の更新に関する事務
  - 1-①住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。
  - 1-②市町村の住民基本台帳(既存住基システム)を更新する。
  - 1-③市町村の住民基本台帳にて更新された住民情報を基に、市町村CSの本人確認情報を更新する。
  - 1-④市町村CSにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバに通知する。
2. 本人確認に関する事務
  - 2-①住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。
  - 2-②③統合端末において、住民から提示された個人番号カードに記録された住民票コード(又は法令で定めた書類に記載された4情報)を送信し、市町村CSを通じて、全国サーバに対して本人確認を行う。
  - 2-④全国サーバより、市町村CSを通じて、本人確認結果を受領する。
3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)
  - 3-①市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。
  - 3-②既存住基システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信する。
  - 3-③転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「2. 本人確認」を参照)を行う。  
※転出証明書情報に記載の転出の予定年月日から30日後までに転入手続が行われない場合には、当該転出証明書情報を消去する。  
※3-③の転入手続時に転出証明書情報を受信していない場合又は消去している場合には、統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行い(※特定個人情報を含まない)、その後、3-①・②を行う。
  - 3-④既存住基システムにおいて、転入処理を行う。
  - 3-⑤市町村CSより、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報(※特定個人情報を含まない)を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。
  - 3-⑥転入処理完了後、個人番号カードの継続利用処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理情報の更新要求を行う。
4. 本人確認情報検索に関する事務
  - 4-①住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。  
※検索対象者が自都道府県の住所地市町村以外の場合は都道府県サーバ、他都道府県の場合は全国サーバに対してそれぞれ検索の要求を行う。
5. 機構への情報照会に係る事務
  - 5-①機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
  - 5-②機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。
6. 本人確認情報整合に係る事務
  - 6-①市町村CSより、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
  - 6-②都道府県サーバ及び住基全国サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて保有する本人確認情報の整合性確認を行う。
  - 6-③都道府県サーバ及び全国サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。
7. 送付先情報通知に関する事務
  - 7-①既存住基システムより、当該市町村における個人番号カードの交付対象者の送付先情報を抽出する。
  - 7-②個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する。
8. 個人番号カード管理システムとの情報連携
  - 8-①個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。

II 特定個人情報ファイルの概要	
1. 特定個人情報ファイル名	
1. 住民記録情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・徳島市に在住する住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民)※住民基本台帳に記録されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が削除された者(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	住民基本台帳を整備し、住民に関する記録を正確に管理し、住民記録の照会、住民票の写し等証明書を交付する必要があるため
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [ ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 [ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 内部機関情報、技術的事項 )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 対象者を正確に特定するために保有</li> <li>・4情報(氏名、性別、生年月日、住所)及びその他住民票関係情報 住民基本台帳を整備し、住民に関する記録の適正な管理を行うために保有</li> <li>・医療保険関係情報、児童福祉子育て関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報 転出証明書情報に記載するために保有</li> <li>・内部機関情報 統計処理、セキュリティ管理のために保有</li> <li>・技術的事項 データの履歴管理、他システム連携の送受信管理のために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月21日
⑥事務担当部署	市民文化部住民課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 本人又は本人の代理人</li> <li>[ ] 評価実施機関内の他部署 ( )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( 機構、法務省(入国管理局) )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市町村担当課 )</li> <li>[ ] 民間事業者 ( )</li> <li>[ ] その他 ( )</li> </ul>

②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、法務省連携システム)	
③入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個別的に対応する事務に際して入手</li> <li>・住民異動届出時(1年間に約20,200件)</li> <li>・住民票記載の住所にいないことが実態調査で確認できた時(1年間に約30件)</li> <li>・本籍地市町村から住基法9条2項通知が送付された時(1年間に約9,700件)</li> <li>・法務省(入国管理局)から在留情報等の通知があった時(1年間に約1,200件)</li> </ul>	
④入手に係る妥当性	住民異動届に当たっては、まずは本人から必要情報を入手する必要があるため。入手後、住民記録システム又は住基ネットを通じ、居住関係の正確性確認を行う。 外国人住民については、住民票記載項目である在留情報等を入手する必要があるため。	
⑤本人への明示	本人から住民記録情報を入手することについては、住基法第7条に明示されている。 法務省から外国人住民に関する情報を入手することについては、住基法第30条の45に明示されている。	
⑥使用目的 ※	住民基本台帳を整備し、住民に関する記録を正確に管理し、住民記録の照会、住民票の写し等証明書を交付する。	
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	住民課、14支所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上
⑧使用方法 ※	1. 住民異動に関する事務 ①提出された住民異動届等内容の審査及び届出人の本人確認を行う。 ②住民異動届等を受領し、住民票関係情報を住民記録DBに更新する。 ③転入の場合は、住民記録DBに登録し、転出地市町村に転入通知情報を送信する。 個人番号カード保有者の場合は、転出地市町村から転出証明書情報を受領する。 ④転出の場合は、住民記録DBから削除し、転出証明書を交付する。 個人番号カード保有者の場合は、転入地市町村へ転出証明情報を送信するため、転出証明書の交付は行わない。 ⑤本籍地の市町村に附票の記載事項通知情報を送信する。 2. 個人番号に関する事務 ①出生等の住民に対し、住民票コード・個人番号を住民記録DBに登録し、個人番号通知書等を送付する。 ②交付申請者に対し、本人確認を行い、通知カードを回収し、個人番号カードを交付する。 3. 実態調査に関する事務 ①住民票記載の住所にいないことが実態調査で確認できた場合、該当住民を職権削除する。 4. 住民基本台帳の閲覧に関する事務 ①氏名・生年月日・性別・住所の4情報を閲覧制度に基づき許可し、閲覧状況を公表する。 5. 住民票の写し等証明書の交付に関する事務 ①交付請求者の本人確認を行い、交付制度に基づき、住民票の写し等証明書を交付する。 6. DV等被害者の支援措置に関する事務 ①DV等被害者支援措置の申出書の審査を行い、決定通知書を送付する。 ②住民基本台帳の閲覧、住民票の写し等の交付制限を行う。 7. 情報提供ネットワークシステムに関する事務 ①情報提供ネットワークシステムの情報照会・情報提供に対応するため、中間サーバーにおいて、個人番号用符号・統合宛名番号・世帯情報等を保有・管理する。	
	情報の突合 ※	個人番号を住民記録DBに登録する際に、受領した個人番号情報と住民記録情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。
	情報の統計分析 ※	住民登録人口、世帯数、住民異動事由別の増減数などの統計を行うが、特定の個人を判別しうるような情報の統計や情報の分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし。
⑨使用開始日	平成27年10月5日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ <input type="checkbox"/> 委託する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 委託する 2) 委託しない</span> ( <input type="checkbox"/> 6 ) 件	
委託事項1	個人番号カード交付等支援業務	
①委託内容	番号制度に関する問い合わせ対応及び個人番号通知書・個人番号カード送付・交付事務の支援業務を委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</span>	
対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</span>	
対象となる本人の範囲 ※	・徳島市に在住する住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民)※消除者を含む。	
その妥当性	個人番号通知書・個人番号カードの送付・交付事務は、総務省において民間事業者に委託することが容認されているため。	
③委託先における取扱者数	[ <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</span>	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="radio"/> ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 当該業務に必要な範囲でシステムを通して特定個人情報ファイルにアクセスする。 )	
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には、徳島市ホームページにて公表する。	
⑥委託先名	株式会社徳島データサービス(令和5年4月1日～令和5年5月31日) 株式会社スタッフクリエイト(令和5年6月1日～令和6年3月31日)	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ <input type="checkbox"/> 再委託しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 再委託する 2) 再委託しない</span>
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	



委託事項2～5			
委託事項2	徳島市窓口支援業務		
①委託内容	住民異動繁忙期(3～4月)に住民異動届を住民記録システムを使用して入力を行う事務を委託		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・徳島市に在住する住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民)※消除者を含む。	
	その妥当性	住民異動繁忙期において業務を円滑に遂行するために、民間事業者に住民異動届を住民記録システムに入力を行う事務を委託している。	
③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 当該事務に必要な範囲でシステムを通して特定個人情報ファイルにアクセスする。 )		
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には、徳島市ホームページにて公表する。		
⑥委託先名	株式会社クリエアナブキ		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

<b>委託事項3</b>		電子計算システムの移行データ等作成業務
<b>①委託内容</b>		住民記録システムの移行データ等作成業務
<b>②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲</b>	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数 [ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・徳島市に在住する住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民)※消除者を含む。
	その妥当性	住民記録システムの移行データ等作成業務は、当該ベンダーしか行うことができないため。
<b>③委託先における取扱者数</b>		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
<b>④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法</b>		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 住民記録システムの維持運用業務に必要な範囲で、システムを通して特定個人情報ファイルにアクセスする。 )
<b>⑤委託先名の確認方法</b>		委託先が決定した際には、徳島市ホームページにて公表する。
<b>⑥委託先名</b>		テック情報株式会社
再委託	<b>⑦再委託の有無 ※</b>	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	<b>⑧再委託の許諾方法</b>	
	<b>⑨再委託事項</b>	

<b>委託事項4</b>		証明書コンビニ交付システムの運用支援に係わる業務								
①委託内容		証明書コンビニ交付システムの運用支援業務								
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 特定個人情報ファイルの全体</td> <td>2) 特定個人情報ファイルの一部</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特定個人情報ファイルの全体	2) 特定個人情報ファイルの一部				
<選択肢>										
1) 特定個人情報ファイルの全体	2) 特定個人情報ファイルの一部									
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満	<table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 1万人未満</td> <td>2) 1万人以上10万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 10万人以上100万人未満</td> <td>4) 100万人以上1,000万人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 1,000万人以上</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1万人未満	2) 1万人以上10万人未満	3) 10万人以上100万人未満	4) 100万人以上1,000万人未満	5) 1,000万人以上	
<選択肢>										
1) 1万人未満	2) 1万人以上10万人未満									
3) 10万人以上100万人未満	4) 100万人以上1,000万人未満									
5) 1,000万人以上										
対象となる本人の範囲 ※	・徳島市に在住する住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民)※消除者を含む。									
その妥当性	証明書コンビニ交付システムの安定した稼働を行うため、十分な専門知識を持つ民間事業者に業務を委託している。									
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満	<table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>										
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満									
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満									
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上									
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 証明書コンビニ交付システムの運用支援業務に必要な範囲で、システムを通じて特定個人情報ファイルにアクセスする。 )									
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には、徳島市ホームページにて公表する。									
⑥委託先名	富士通Japan株式会社 徳島支社									
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 再委託する</td> <td>2) 再委託しない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 再委託する	2) 再委託しない				
	<選択肢>									
	1) 再委託する	2) 再委託しない								
⑧再委託の許諾方法										
⑨再委託事項										

<b>委託事項5</b>		情報記録物管理業務
①委託内容		住民記録情報の電子記録媒体による保管及び集配業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・徳島市に在住する住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民)※消除者を含む。
	その妥当性	住民記録情報の保管及び集配業務は、震災等によるデータ喪失の対策を目的としているため、専門知識を有する民間事業者に業務を委託している。
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、徳島市ホームページにて公表する。
⑥委託先名		株式会社NXワンビシアーカイブズ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項6～10			
委託事項6			
番号連携システムの運用支援に関わる業務			
①委託内容			
番号連携システムの運用支援業務			
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	・徳島市に在住する住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民)※削除者を含む。	
	その妥当性	番号連携システムの安定した運用のため、システムの構築を行った民間事業者に業務を委託している。	
③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 番号連携システムの運用支援業務に必要な範囲で、システムを通して特定個人情報ファイルにアクセスする。 )	
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、徳島市ホームページにて公表する。	
⑥委託先名		富士通Japan株式会社 徳島支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

<b>委託事項7</b>		電子計算システムの維持運用業務
①委託内容		住民記録システムの維持運用業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・徳島市に在住する住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民)※消除者を含む。
	その妥当性	住民記録システムの維持運用業務は、当該ベンダーしか行うことができないため。
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]         <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 住民記録システムの維持運用業務に必要な範囲で、システムを通して特定個人情報ファイルにアクセスする。 )
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、徳島市ホームページにて公表する。
⑥委託先名		富士通Japan株式会社 徳島支社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]         <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託先の適切な個人情報の運用・取扱いを明記した業務委託基本契約書の承認を行う。 1 委託先から再委託先の会社名、所在地、再委託する理由、再委託する業務の範囲、及びセキュリティ対策等を明記した再委託申請書、履行体制図及び従業者に対する監督・教育の状況について記載した契約書案の提出を受け、徳島市が再委託先の安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続きを経たうえで再委託を承諾する。 2 セキュリティ対策は、再委託先への間接的な監督が行えるよう、書面での定期的な報告及び必要に応じて実地調査を行えることを契約書に記述させることとする。
	⑨再委託事項	住民記録・印鑑登録・除票システムの維持管理・運用等 ただし、特定個人情報を取り扱う再委託先社員は個人情報の取り扱いに関する誓約書の提出を確認の上で、富士通Japan株式会社 徳島支社が指定する業務及びアクセス権限の範囲に限り作業させる。

<b>委託事項8</b>		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ ] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ ] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		[ ] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ ] <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
<b>委託事項9</b>		
<b>委託事項10</b>		
<b>委託事項11～15</b>		
<b>委託事項16～20</b>		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input type="radio"/> ] 提供を行っている ( 62 ) 件 [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている ( 14 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	徳島市教育委員会 学校教育課
①法令上の根拠	番号法第19条第10号 徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下「条例」という。)第2条第1項 別表第1①7の項、②8の項、③9の項、④10の項、⑤11の項、⑥12の項
②提供先における用途	①就学援助費交付に関する事務 ②市立幼稚園の入園に関する事務 ③奨学金貸付に関する事務 ④私立幼稚園に通う児童をもつ家庭の経済的負担を軽減するための補助金の交付に関する事務 ⑤私立幼稚園又は国立幼稚園に通う児童をもつ多子世帯の家庭の経済的負担を軽減するための補助金の交付に関する事務 ⑥市立小学校又は中学校の特別支援学級等に就学している児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するための奨励費の支給に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	①就学援助費交付関係対象者 ②市立幼稚園入園関係対象者 ③経済的理由により大学への就学困難な関係対象者 ④私立幼稚園に通う児童をもつ家庭関係対象者 ⑤私立幼稚園又は国立幼稚園に通う児童をもつ多子世帯の家庭関係対象者 ⑥市立小学校又は中学校の特別支援学級等に就学している児童又は生徒の保護者関係対象者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 庁内連携システム )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度(1年間に約26,800回)
提供先2～5	
提供先2	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の1の項 健康保険法第5条第2項 別表第2省令第1条
②提供先における用途	厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	厚生労働大臣が行うこととされた健康保険関係対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度



<b>提供先3</b>	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の2の項 健康保険法 別表第2省令第2条
②提供先における用途	保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保険給付支給関係対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先4</b>	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の3の項 健康保険法 別表第2省令第3条
②提供先における用途	保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保険給付支給関係対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先5</b>	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の4の項 船員保険法第4条第2項 別表第2省令第4条	
②提供先における用途	厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務	
③提供する情報	住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	厚生労働大臣が行うこととされた船員保険関係対象者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙       )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
<b>提供先6～10</b>		
<b>提供先6</b>	全国健康保険協会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の6の項 船員保険法又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法 別表第2省令第6条	
②提供先における用途	保険給付の支給に関する事務	
③提供する情報	住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保険給付の支給関係対象者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙       )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

<b>提供先7</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の8の項 児童福祉法 別表第2省令第7条
②提供先における用途	養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給関係対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先8</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の9の項 児童福祉法 別表第2省令第8条
②提供先における用途	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	小児慢性特定疾病児童関係対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先9</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の11の項 児童福祉法 別表第2省令第10条
②提供先における用途	障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供関係対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先10</b>	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の16の項 児童福祉法 別表第2省令第12条
②提供先における用途	負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	負担能力の認定又は費用の徴収関係対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先11～15	
提供先11	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の18の項 予防接種法 別表第2省令第13条
②提供先における用途	給付の支給又は実費の徴収に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種関係対象者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先12	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の20の項 身体障害者福祉法 別表第2省令第14条
②提供先における用途	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収関係対象者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先13</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の107の項 別表第2省令第54条 特定障害者に対する特別障害給付金に関する法律
②提供先における用途	特別障害給付金の支給に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別障害給付金の支給関係対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先14</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の23の項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 別表第2省令第16条
②提供先における用途	入院措置又は費用の徴収に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	入院措置又は費用の徴収関係対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先15</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の27の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 別表第2省令第20条
②提供先における用途	地方税の賦課徴収に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税の賦課徴収関係対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先16～20</b>	
<b>提供先16</b>	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の30の項 社会福祉法
②提供先における用途	生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施関係対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先17</b>	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の31の項 公営住宅法 別表第2省令第22条	
②提供先における用途	公営住宅の管理に関する事務	
③提供する情報	住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	公営住宅入居関係対象者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
<b>提供先18</b>	日本私立学校振興・共済事業団	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の34の項 私立学校教職員共済法 別表第2省令第22条の3	
②提供先における用途	短期給付又は年金である給付の支給に関する事務	
③提供する情報	住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	短期給付又は年金である給付の支給関係対象者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	



<b>提供先19</b>	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の35の項 厚生年金保険法 別表第2省令第22条の4
②提供先における用途	年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金である保険給付又は一時金の支給関係対象者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先20</b>	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の37の項 特別支援学校への就学奨励に関する法律 別表第2省令第23条
②提供先における用途	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁関係対象者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先1	保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1①30の項 国民健康保険法 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第1省令」という。)第24条、②31の項 国民年金法、③59の項 高齢者の医療の確保に関する法律 別表第1省令第46条
②移転先における用途	①国民健康保険 保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務 ②国民年金 加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務 ③後期高齢者医療 後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	①国民健康保険 保険給付の支給又は保険料の徴収関係対象者 ②国民年金 加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出関係対象者 ③後期高齢者医療 後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収関係対象者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度(1年間に約71,600回)、提供を求められたら都度(1年間に約250回)

移転先2～5	
移転先2	子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1①7の項 児童福祉法 別表第1省令第7条、③37の項 児童扶養手当法 別表第1省令第29条、⑤44の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法 別表第1省令第35条、⑦56の項 児童手当法 別表第1省令第44条 番号法第9条第2項 条例第2条第1項 別表第1①1の項
②移転先における用途	①小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給に関する事務 ③児童扶養手当の支給に関する事務 ⑤配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務 ⑦児童手当又は特例給付の支給に関する事務  ①子ども医療費の助成に関する事務
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	①小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給に関する事務 ③児童扶養手当の支給関係対象者 ⑤配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与関係対象者 ⑦児童手当又は特例給付の支給関係対象者  ①乳幼児等医療費の助成関係対象者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度(1年間に約66,800回)

移転先3	障害福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1①8の項 児童福祉法 別表第1省令第8条、②11の項 身体障害者福祉法 別表第1省令第11条、③12の項 身体障害者福祉法 別表第1省令第12条、④14の項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 別表第1省令第14条、⑤34の項 知的障害者福祉法 別表第1省令第25条、⑥46の項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 別表第1省令第37条、⑦47の項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項 別表第1省令第38条、⑧84の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 別表第1省令第60条 番号法第9条第2項 条例第2条第1項 別表第1①2の項
②移転先における用途	①障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務 ②身体障害者手帳の交付に関する事務 ③障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 ④診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 ⑤障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 ⑥特別児童扶養手当の支給に関する事務 ⑦障害児福祉手当又は福祉手当の支給に関する事務 ⑧自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務  ①重度心身障害者等医療助成に関する事務
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	①障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供関係対象者 ②身体障害者手帳の交付関係対象者 ③障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収関係対象者 ④診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付関係対象者 ⑤障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収関係対象者 ⑥特別児童扶養手当の支給関係対象者 ⑦障害児福祉手当又は福祉手当の支給関係対象者 ⑧自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施関係対象者  ①重度心身障害者等医療助成関係対象者
⑥移転方法	<p>[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度(1年間に約41, 100回)、提供を求められたら都度(1年間に約50回)

<b>移転先4</b>	資産税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1①16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 別表第1省令第16条 番号法第9条第2項 条例第2条第1項 別表第1①4の項
②移転先における用途	①固定資産税の賦課に関する事務 ①固定資産税及び都市計画税に係る過誤納金のうち地方税法の規定によっては還付することができないものに相当する金額等の返還に関する事務
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	①固定資産税の賦課関係対象者 ①過誤納金返還関係対象者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度(1年間に約23,700回)、提供を求められたら都度(1年間に約250回)
<b>移転先5</b>	高齢介護課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1①68の項 介護保険法 別表第1省令第50条②41の項 老人福祉法 別表第1省令第32条 番号法第9条第2項 条例第2条第1項 別表第1①6の項
②移転先における用途	①介護保険 保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務②老人福祉の福祉措置又は費用の徴収に関する事務①介護サービスを提供する法人が利用者負担を軽減する事業に関する事務
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	①介護保険における保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収関係対象者 ②高齢者のうち老人福祉の福祉措置又は費用の徴収関係対象者 ①低所得で特に生計が困難である者及び生活保護受給者で介護給付又は予防給付支給関係対象者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度(1年間に約22,500回)

移転先6～10	
移転先6	子ども保育課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1①8の項 児童福祉法 別表第1省令8条、②94の項 子ども・子育て支援法 別表第1省令第68条、③78の項 独立行政法人日本スポーツ振興センター法 別表第1省令第56条
②移転先における用途	①保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務 ②子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 ③災害共済給付の支給に関する事務  ①市特定教育・保育施設の保育料に関する事務
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	①保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収関係対象者 ②子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施関係対象者 ③児童のうち災害共済給付の支給関係対象者  ①市特定教育・保育施設の保育料関係対象者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度(1年間に約16,300回)
移転先7	市民税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 別表第1省令第16条
②移転先における用途	①市県民税の賦課に関する事務 ②軽自動車税の賦課に関する事務 ③たばこ税の賦課に関する事務
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	①市県民税の賦課関係対象者 ②軽自動車税の賦課関係対象者 ③たばこ税の賦課関係対象者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度(1年間に約13,500回)、提供を求められたら都度(1年間に約20回)

<b>移転先8</b>	健康長寿課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1①10の項 予防接種法 別表第1省令第10条、②49の項 母子保健法 別表第1省令第40条、③76の項 健康増進法 別表第1省令第54条、④64の項 原子爆弾被爆者に関する法律
②移転先における用途	①予防接種の実施、給付の支給又は費用の徴収に関する事務 ②保健指導、健康診査に関する事務 ③健康増進事業の実施に関する事務 ④被爆者健康手帳の交付、健康診断の実施、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当若しくは葬祭料の支給又は居宅生活支援事業若しくは養護事業の実施に関する事務
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	①予防接種関係対象者 ②保健指導、健康診査関係対象者 ③健康増進事業の実施関係対象者 ④原子爆弾被爆関係対象者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度(1年間に約12,100回)、提供を求められたら都度(1年間に約30回)
<b>移転先9</b>	生活福祉第一課・第二課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1①15の項 生活保護法 別表第1省令第15条、②63の項 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 別表第1省令第48条 番号法第9条第2項 条例第2条第1項 別表第1①5の項
②移転先における用途	①保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務 ②中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	①生活保護関係対象者 ②中国残留邦人等及び永住帰国関係対象者 ①生活に困窮する外国人関係対象者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度(1年間に約10,800回)

<b>移転先10</b>	納税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 別表第1省令第16条
②移転先における用途	市税の徴収に関する事務
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市税の徴収関係対象者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度(1年間に約7,300回)
<b>移転先11～15</b>	
<b>移転先11</b>	健康福祉政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1①6の項 災害救助法 別表第1省令第6条、②20の項 戦傷病者戦没者遺族等援護法 別表第1省令第19条、③40の項 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 別表第1省令第31条、④42の項 戦傷病者特別援護法 別表第1省令第33条、⑤48の項 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法 別表第1省令第39条、⑥50の項 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 別表第1省令第41条、⑦53の項 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法 別表第1省令第42条
②移転先における用途	①救助又は扶助金の支給に関する事務 ②援護に関する事務 ③特別給付金の支給に関する事務 ④援護に関する事務 ⑤特別弔慰金の支給に関する事務 ⑥特別給付金の支給に関する事務 ⑦特別給付金の支給に関する事務
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	①災害救助関係対象者 ②戦傷病者等関係対象者 ③戦没者等の妻関係対象者 ④戦傷病者関係対象者 ⑤戦没者の遺族関係対象者 ⑥戦傷病者等の妻関係対象者 ⑦戦没者の父母等関係対象者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度(1年間に約2,700回)



<b>移転先12</b>	住宅課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1①19の項 公営住宅法 別表第1省令第18条、②35の項 住宅地区改良法 別表第1省令第26条
②移転先における用途	①公営住宅の管理に関する事務 ②改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	①公営住宅入居関係対象者 ②改良住宅入居関係対象者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度(1年間に約2,400回)
<b>移転先13</b>	危機管理課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1①36の2の項 災害対策基本法 別表第1省令第28条、②69の項 被災者生活再建支援法 別表第1省令第51条
②移転先における用途	①被災者台帳の作成に関する事務 ②被災者生活再建支援金の支給に関する事務
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	①被災関係対象者 ②被災者生活再建支援関係対象者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度、提供を求められたら都度、提供を求められたら都度(1年間に約20回)

<b>移転先14</b>	子ども健康課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1①7の項 児童福祉法 別表第1省令第7条②9の項 児童福祉法 別表第1省令第9条③43の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法 別表第1省令第34条④45の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法 別表第1省令第36条⑤49の項 母子保健法 別表第1省令第40条、⑥94の項 子ども・子育て支援法 別表第1省令第68条
②移転先における用途	①養育里親の登録、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務②助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務 ③母子及び父子並びに寡婦に対する資金の貸付けに関する事務④母子及び父子家庭自立支援給付金の支給に関する事務⑤新生児・妊産婦・未熟児の訪問指導、妊婦の届出、母子健康手帳の交付、低体重児の届出、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務⑥子育て短期支援事業に関する事務
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	①養育里親の登録、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務②助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施関係対象者 ③母子及び父子並びに寡婦に対する資金の貸付け関係対象者④母子及び父子家庭自立支援給付金の支給関係対象者⑤新生児・妊産婦・未熟児の訪問指導、妊婦の届出、母子健康手帳の交付、低体重児の届出、養育医療関係対象者⑥子育て短期支援事業関係対象者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	提供を求められたら都度(1年間に約66,800回)
<b>移転先15</b>	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>移転先16～20</b>	

**6. 特定個人情報の保管・消去**

①保管場所 ※	<p>【徳島市における措置】          入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。サーバーへのアクセスは、ID・パスワードによる認証が必要となる。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】          ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入管及びサーバー室への入室を厳重に管理する。          ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存する。</p> <p>【ガバメントクラウドにおける措置】          ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。          ア)ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。          イ)日本国内でのデータ保管を条件としていること。          ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	
②保管期間	期間	<p>＜選択肢＞</p> <p>[         20年以上         ]</p> <p>1) 1年未満                          2) 1年                          3) 2年          4) 3年                                 5) 4年                          6) 5年          7) 6年以上10年未満                 8) 10年以上20年未満         9) 20年以上          10) 定められていない</p>
	その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民記録情報は、新たに記載の修正の届出等を受けるまで保管する。</li> <li>・消除者の住民記録情報は、住民票が消除となった時点から住基法施行令第34条に定める期間(150年間)保存する。</li> </ul>
③消去方法	<p>【徳島市における措置】          住民記録情報ファイルに記録されたデータは、システムにて自動判定し消去する。届出書・申請書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理等を行う。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】          ①特定個人情報の消去は、徳島市からの操作によって実施するため、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。          ②ディスク交換やハード更新等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報の読み出しができないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p> <p>【ガバメントクラウドにおける措置】          ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。          ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。          ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>	
7. 備考		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
<b>提供先21</b>	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の38の項 学校保健安全法 別表第2省令第24条
②提供先における用途	医療に要する費用についての援助に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	医療に要する費用についての援助関係対象者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ]情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ]専用線 [ <input type="checkbox"/> ]電子メール [ <input type="checkbox"/> ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ]フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ]紙 [ <input type="checkbox"/> ]その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先22</b>	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の39の項 国家公務員共済組合法 別表第2省令第24条の2
②提供先における用途	短期給付の支給に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	短期給付支給関係対象者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ]情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ]専用線 [ <input type="checkbox"/> ]電子メール [ <input type="checkbox"/> ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ]フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ]紙 [ <input type="checkbox"/> ]その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先23</b>	国家公務員共済組合連合会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の40の項 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法 別表第2省令第24条の3	
②提供先における用途	年金である給付の支給に関する事務	
③提供する情報	住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金である給付の支給関係対象者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (         )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
<b>提供先24</b>	市町村長又は国民健康保険組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の42の項 国民健康保険法 別表第2省令第25条	
②提供先における用途	保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	
③提供する情報	住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保険給付の支給又は保険料の徴収関係対象者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (         )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

<b>提供先25</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の48の項 国民年金法 別表第2省令第26条の3
②提供先における用途	年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収関係対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [ ]その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先26</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の53の項 知的障害者福祉法 別表第2省令第27条
②提供先における用途	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収関係対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [ ]その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先27</b>	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の54の項 住宅地区改良法 別表第2省令第28条	
②提供先における用途	改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務	
③提供する情報	住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	改良住宅入居関係対象者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (         )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
<b>提供先28</b>	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の57の項 児童扶養手当法 別表第2省令第31条	
②提供先における用途	児童扶養手当の支給に関する事務	
③提供する情報	住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童扶養手当の支給関係対象者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (         )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

<b>提供先29</b>	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の58の項 地方公務員等共済組合法 別表第2省令第31条の2
②提供先における用途	短期給付の支給に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	短期給付の支給関係対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [ ]その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先30</b>	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の59の項 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法 別表第2省令第31条の3
②提供先における用途	年金である給付の支給に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金である給付の支給関係対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [ ]その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度



<b>提供先31</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の61の項 老人福祉法 別表第2省令第32条
②提供先における用途	福祉の措置に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1)1万人未満  2)1万人以上10万人未満  3)10万人以上100万人未満  4)100万人以上1,000万人未満  5)1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	福祉の措置関係対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [ ]その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先32</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の62の項 老人福祉法 別表第2省令第33条
②提供先における用途	費用の徴収に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1)1万人未満  2)1万人以上10万人未満  3)10万人以上100万人未満  4)100万人以上1,000万人未満  5)1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	費用の徴収関係対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [ ]その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先33</b>	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の66の項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 別表第2省令第37条
②提供先における用途	特別児童扶養手当の支給に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別児童扶養手当の支給関係対象者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ]情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ]専用線 [ <input type="checkbox"/> ]電子メール [ <input type="checkbox"/> ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ]フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ]紙 [ <input type="checkbox"/> ]その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先34</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の67の項 ①特別児童扶養手当等の支給に関する法律又は②昭和60年法律第34号附則第97条第1項 別表第2省令第38条
②提供先における用途	①障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務 ②福祉手当の支給に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	①障害児福祉手当又は特別障害者手当支給関係対象者 ②福祉手当の支給関係対象者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ]情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ]専用線 [ <input type="checkbox"/> ]電子メール [ <input type="checkbox"/> ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ]フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ]紙 [ <input type="checkbox"/> ]その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先35</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の70の項 母子保健法 別表第2省令第39条
②提供先における用途	費用の徴収に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	費用の徴収関係対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [ ]その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先36</b>	市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の74の項 児童手当法 別表第2省令第40条
②提供先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	支給の関係対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [ ]その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先37</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の77の項 雇用保険法 別表第2省令第41条
②提供先における用途	未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給関係対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [ ]その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先38</b>	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の80の項 高齢者の医療の確保に関する法律 別表第2省令第43条
②提供先における用途	後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収関係対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [ ]その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先39</b>	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の84の項 昭和60年法律第34号附則第87条第2項 別表第2省令第43条の3	
②提供先における用途	厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務	
③提供する情報	住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給関係対象者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
<b>提供先40</b>	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の85の2の項 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 別表第2省令第43条の4	
②提供先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務	
③提供する情報	住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賃貸住宅の管理に関する事務対象者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

<b>提供先41</b>	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の89の項 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	
②提供先における用途	保健手当又は葬祭料の支給に関する事務	
③提供する情報	住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	原子爆弾被爆者のうち保健手当又は葬祭料の支給関係対象者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
<b>提供先42</b>	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の91の項 平成8年法律第82号附則第16条第3項 別表第2省令第44条の2	
②提供先における用途	厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務	
③提供する情報	住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給関係対象者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

<b>提供先43</b>	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の92の項 平成8年法律第82号 別表第2省令第45条
②提供先における用途	年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金である長期給付又は年金である給付の支給関係対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ]情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ]専用線 [ <input type="checkbox"/> ]電子メール [ <input type="checkbox"/> ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ]フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ]紙 [ <input type="checkbox"/> ]その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先44</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の94の項 介護保険法 別表第2省令第47条
②提供先における用途	介護保険における保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険における保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収関係対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ]情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ]専用線 [ <input type="checkbox"/> ]電子メール [ <input type="checkbox"/> ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ]フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ]紙 [ <input type="checkbox"/> ]その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先45</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の96の項 被災者生活再建支援法 別表第2省令第48条
②提供先における用途	被災者生活再建支援金の支給に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	被災者生活再建支援金の支給関係対象者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [ ]その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先46</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の101の項 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項 別表第2省令第49条の2
②提供先における用途	厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給関係対象者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [ ]その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度



<b>提供先47</b>	農林漁業団体職員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の102の項 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律 別表第2省令第50条
②提供先における用途	年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収関係対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ]情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ]専用線 [ <input type="checkbox"/> ]電子メール [ <input type="checkbox"/> ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ]フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ]紙 [ <input type="checkbox"/> ]その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先48</b>	独立行政法人農業者年金基金
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の103の項 独立行政法人農業者年金基金法 別表第2省令第51条
②提供先における用途	農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は(同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による)給付の支給に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は(同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による)給付の支給関係対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ]情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ]専用線 [ <input type="checkbox"/> ]電子メール [ <input type="checkbox"/> ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ]フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ]紙 [ <input type="checkbox"/> ]その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先49</b>	独立行政法人医薬品医療機器総合機構	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の105の項 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法	
②提供先における用途	副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務	
③提供する情報	住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	副作用救済給付又は感染救済給付の支給関係対象者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
<b>提供先50</b>	独立行政法人日本学生支援機構	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の106の項 独立行政法人日本学生支援機構法 別表第2省令第53条	
②提供先における用途	学資の貸与に関する事務	
③提供する情報	住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	学資の貸与関係対象者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

<b>提供先51</b>	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の108の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 別表第2省令第55条
②提供先における用途	自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	障害者のうち自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施関係対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [ ]その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先52</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の111の項 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律 別表第2省令第56条
②提供先における用途	保険給付又は給付の支給に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保険給付又は給付の支給関係対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [ ]その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先53</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の112の項 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律 別表第2省令第57条
②提供先における用途	保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給関係対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [ ]その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先54</b>	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の113の項 高等学校等就学支援金の支給に関する法律 別表第2省令第58条
②提供先における用途	就学支援金の支給に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	就学支援金の支給関係対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [ ]その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先55</b>	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の114の項 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律 別表第2省令第59条	
②提供先における用途	職業訓練受講給付金の支給に関する事務	
③提供する情報	住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	職業訓練受講給付金の支給関係対象者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (         )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
<b>提供先56</b>	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の116の項 子ども・子育て支援法 別表第2省令第59条の2	
②提供先における用途	子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業実施に関する事務	
③提供する情報	住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業実施関係対象者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (         )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

<b>提供先57</b>	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の117の項 年金生活者支援給付金の支給に関する法律	
②提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務	
③提供する情報	住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金生活者支援給付金の支給関係対象者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (         )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
<b>提供先58</b>	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の120の項 難病の患者に対する医療等に関する法律 別表第2省令第59条の3	
②提供先における用途	特定医療費の支給に関する事務	
③提供する情報	住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	難病患者のうち特定医療費の支給関係対象者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (         )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

<b>提供先59</b>	体育保健給食課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1①27の項 学校保健安全法 別表第1省令第23条、②78の項 独立行政法人日本スポーツ振興センター法 別表第1省令第56条
②提供先における用途	①医療に要する費用についての援助に関する事務 ②災害共済給付の支給に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	①児童・生徒のうち医療に要する費用についての援助関係対象者 ②児童・生徒等の災害共済給付の支給関係対象者
⑥提供方法	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [ ○ ]その他 ( 庁内連携システム )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先60</b>	徳島市立高校事務局
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の91の項 高等学校等就学支援金の支給に関する法律 別表第1省令第66条
②提供先における用途	就学支援金の支給に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	生徒のうち就学支援金の支給関係対象者
⑥提供方法	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [ ○ ]その他 ( 庁内連携システム )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先61</b>	条例事務関係情報照会者
①法令上の根拠	番号法第19条第11号
②提供先における用途	当該条例事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当該条例事務関係対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [ ]その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先62</b>	都道府県知事又は保健所を設置する市の長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の97の項 別表第2省令第49条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
②提供先における用途	費用の負担又は療養費の支給に関する事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当該条例事務関係対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [ ]その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度



II 特定個人情報ファイルの概要	
1. 特定個人情報ファイル名	
2. 本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・徳島市に在住する住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民)※消除者を含む。
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本人確認情報ファイルにおいて全住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を更新・管理・提供する必要があるため
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	・個人番号、4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、その他住民票関係情報 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月21日
⑥事務担当部署	市民文化部住民課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 本人又は本人の代理人</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者 ( )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 自部署 )</li> </ul>

②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民記録システム)	
③入手の時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手	
④入手に係る妥当性	法令に基づき住民に関する記録を正確に行う上で、住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、住民からの申請等を受け、住民記録システムで情報を管理した上で、全国的なシステムである住基ネットに格納する必要があるため。	
⑤本人への明示	市町村CSが住民記録システムから本人確認情報を入手することについては、住基法第30条の6及び平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7(市町村長から都道府県知事への通知及び記録))に明示されている。	
⑥使用目的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本人確認情報ファイルにおいて全住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を更新・管理・提供する。	
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	住民課、14支所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上
⑧使用方法 ※	<p>・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、住民記録システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(住民記録システム→市町村CS)、受領した情報を本人確認情報ファイルに更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知(市町村CS→都道府県サーバー)。</p> <p>・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。</p> <p>・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。</p> <p>・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバー)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバー)と整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバー/全国サーバー)。</p>	
	情報の突合 ※	<p>・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。</p> <p>・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。</p>
	情報の統計分析 ※	本人確認情報の更新件数等、事務処理実績の確認のための統計を行うが、特定の個人を判別しうるような情報の統計や情報の分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし。
⑨使用開始日	平成27年7月21日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[ <input type="checkbox"/> 委託する ] <input type="checkbox"/> 委託しない ( <input type="checkbox"/> 1) 件 )
委託事項1	住民基本台帳ネットワークシステムの運用支援に係わる業務
①委託内容	住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システムの運用支援業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]
	対象となる本人の数
	対象となる本人の範囲 ※
その妥当性	
③委託先における取扱者数	[ <input type="checkbox"/> 10人未満 ]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システムの運用支援業務に必要な範囲で、システムを通して特定個人情報ファイルにアクセスする。 )
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には、徳島市ホームページにて公表する。
⑥委託先名	富士通Japan株式会社 徳島支社
再委託	⑦再委託の有無 ※
	⑧再委託の許諾方法
	⑨再委託事項
委託事項2～5	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 2 ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	都道府県
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 住基法第30条の6(市町村から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)をもとに都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・徳島市に在住する住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民)※削除者を含む。
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度
<b>提供先2～5</b>	
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
②提供先における用途	・住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・徳島市に在住する住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民)※削除者を含む。
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(1年間に1回程度)

<b>提供先3</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>提供先4</b>	
<b>提供先5</b>	
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先11～15</b>	
<b>提供先16～20</b>	



II 特定個人情報ファイルの概要	
1. 特定個人情報ファイル名	
3. 送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・徳島市に在住する住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民)
その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報 )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要があるため</li> <li>・その他 機構に対し、法令に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要があるため</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	市民文化部住民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 自部署 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 住民記録システム )	
③入手の時期・頻度	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。	
④入手に係る妥当性	送付先情報の提供手段として住基ネットを用いるため、市町村CSにデータを格納する必要があるため。また、提供手段として電子記録媒体を用いる場合には、暗号化機能を備える市町村CSにおいて電子記録媒体を暗号化した後に提供する必要がある。	
⑤本人への明示	送付先情報の入手が必要となる個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び通知に係る事務は法令に明示されている。 個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務) ※本人へ明示する場合には、明示方法について記載する。	
⑥使用目的 ※	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	住民課、14支所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 [ ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑧使用方法 ※	・住民記録システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び通知に係る事務を法令に基づき委託する機構に対し提供する(住民記録システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	
	情報の突合 ※	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認するため、機構(全国サーバー)が保有する機構保存本人確認情報と情報の突合を行う。
	情報の統計分析 ※	送付先情報ファイルに記録されている個人情報を用いた統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし。
⑨使用開始日	平成27年10月5日	



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
<b>委託事項1</b>		
①委託内容		
住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システムの運用支援業務		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	・徳島市に在住する住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に登録された住民)	
その妥当性	住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システムの運用支援業務は、当該システムの送付先情報関係データベースが徳島市に在住する住民を対象としているため、委託先に提供する必要があります。	
③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システムの運用支援業務に必要な範囲で、システムを通して特定個人情報ファイルにアクセス ) する。	
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には、徳島市ホームページにて公表する。	
⑥委託先名	富士通Japan株式会社 徳島支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
<b>委託事項2～5</b>		
<b>委託事項6～10</b>		
<b>委託事項11～15</b>		
<b>委託事項16～20</b>		



6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。サーバーへのアクセスは、ID・パスワードによる認証が必要となる。
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;">[ 1年未満 ]</p> <p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1年未満                      2) 1年                      3) 2年  4) 3年                              5) 4年                      6) 5年  7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上  10) 定められていない</p>
	その妥当性	送付先情報は、機構への提供のみに用いられ、また、送付後の変更は行わないことから、セキュリティ上、速やかに削除することが望ましいため。
③消去方法		保存期間が到来した送付先情報ファイルに記録されたデータは、機構により指定された方法により、システム上、一括して消去する。
7. 備考		

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

1. 住民記録情報ファイル			
No	情報種別 (主な項目)	項目名	備考
1	住民情報	市区町村コード	
2	住民情報	宛名番号	
3	住民情報	個人履歴番号	
4	住民情報	個人履歴番号_枝番号	
5	住民情報	最新フラグ	
6	住民情報	改製番号	
7	住民情報	世帯番号	
8	住民情報	住民種別	
9	住民情報	住民状態	
10	住民情報	住民票コード	
11	住民情報	個人番号	
12	住民情報	異動年月日	
13	住民情報	異動年月日_不詳フラグ	
14	住民情報	異動年月日_不詳表記	
15	住民情報	異動届出年月日	
16	住民情報	届出番号	
17	住民情報	異動事由	
18	住民情報	異動区分	
19	住民情報	申出日	
20	住民情報	通知日	
21	住民情報	記載等の種別	
22	住民情報	氏名	
23	住民情報	氏_日本人	
24	住民情報	名_日本人	
25	住民情報	氏名_外国人ローマ字	
26	住民情報	氏名_外国人漢字	
27	住民情報	氏名_フリガナ	
28	住民情報	氏_日本人_フリガナ	
29	住民情報	名_日本人_フリガナ	
30	住民情報	氏名_フリガナ確認状況	
31	住民情報	氏名_氏名のカタカナ表記	
32	住民情報	請求日	
33	住民情報	旧氏	
34	住民情報	旧氏_フリガナ	
35	住民情報	旧氏_フリガナ確認状況	
36	住民情報	通称	
37	住民情報	通称_フリガナ	
38	住民情報	通称_フリガナ確認状況	
39	住民情報	氏名優先区分	
40	住民情報	性別	
41	住民情報	性別表記	
42	住民情報	生年月日_元号	
43	住民情報	生年月日	
44	住民情報	生年月日_不詳フラグ	
45	住民情報	生年月日_不詳表記	
46	住民情報	続柄コード1	
47	住民情報	続柄コード2	
48	住民情報	続柄コード3	
49	住民情報	続柄コード4	
50	住民情報	続柄表記	

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

1. 住民記録情報ファイル			
No	情報種別 (主な項目)	項目名	備考
51	住民情報	世帯主氏名	
52	住民情報	住所_市区町村コード	
53	住民情報	住所_町字コード	
54	住民情報	指定都市_行政区等コード	
55	住民情報	住所_都道府県	
56	住民情報	住所_市区郡町村名	
57	住民情報	住所_町字	
58	住民情報	住所_番地号表記	
59	住民情報	住所_番地枝番数値	
60	住民情報	住所_方書コード	
61	住民情報	住所_方書	
62	住民情報	住所_方書_フリガナ	
63	住民情報	住所_郵便番号	
64	住民情報	住民となった年月日	
65	住民情報	住民となった年月日_不詳フラグ	
66	住民情報	住民となった年月日_不詳表記	
67	住民情報	記載の異動年月日	
68	住民情報	記載の異動年月日_不詳フラグ	
69	住民情報	記載の異動年月日_不詳表記	
70	住民情報	記載の事由	
71	住民情報	転入前住所_市区町村コード	
72	住民情報	転入前住所_町字コード	
73	住民情報	転入前住所_都道府県	
74	住民情報	転入前住所_市区郡町村名	
75	住民情報	転入前住所_町字	
76	住民情報	転入前住所_番地号表記	
77	住民情報	転入前住所_方書	
78	住民情報	転入前住所_郵便番号	
79	住民情報	転入前住所_国名コード	
80	住民情報	転入前住所_国名等	
81	住民情報	転入前住所_国外住所	
82	住民情報	転入前住所_世帯主氏名	
83	住民情報	最終登録住所_市区町村コード	
84	住民情報	最終登録住所_町字コード	
85	住民情報	最終登録住所_都道府県	
86	住民情報	最終登録住所_市区郡町村名	
87	住民情報	最終登録住所_町字	
88	住民情報	最終登録住所_番地号表記	
89	住民情報	最終登録住所_方書	
90	住民情報	最終登録住所_郵便番号	
91	住民情報	住所を定めた年月日	
92	住民情報	住所を定めた年月日_不詳フラグ	
93	住民情報	住所を定めた年月日_不詳表記	
94	住民情報	転居前住所_市区町村コード	
95	住民情報	転居前住所_町字コード	
96	住民情報	転居前住所_都道府県	
97	住民情報	転居前住所_市区郡町村名	
98	住民情報	転居前住所_町字	
99	住民情報	転居前住所_番地号表記	
100	住民情報	転居前住所_方書コード	

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

1. 住民記録情報ファイル			
No	情報種別 (主な項目)	項目名	備考
101	住民情報	転居前住所_方書	
102	住民情報	転居前住所_方書_フリガナ	
103	住民情報	転居前住所_郵便番号	
104	住民情報	本籍	
105	住民情報	本籍_都道府県	
106	住民情報	本籍_市区郡町村名	
107	住民情報	本籍_町字	
108	住民情報	本籍_地番号または、街区符号	
109	住民情報	本籍_市区町村コード	
110	住民情報	本籍_町字コード	
111	住民情報	戸籍_筆頭者	
112	住民情報	戸籍_筆頭者_氏	
113	住民情報	戸籍_筆頭者_名	
114	住民情報	消除の事由	
115	住民情報	転出届出年月日	
116	住民情報	転出予定年月日	
117	住民情報	消除の届出年月日	
118	住民情報	消除の異動年月日	
119	住民情報	消除の異動年月日_不詳フラグ	
120	住民情報	消除の異動年月日_不詳表記	
121	住民情報	転入通知年月日	
122	住民情報	転出年月日(確定)	
123	住民情報	転出先住所(予定)_市区町村コード	
124	住民情報	転出先住所(予定)_町字コード	
125	住民情報	転出先住所(予定)_都道府県	
126	住民情報	転出先住所(予定)_市区郡町村名	
127	住民情報	転出先住所(予定)_町字	
128	住民情報	転出先住所(予定)_番地号表記	
129	住民情報	転出先住所(予定)_方書	
130	住民情報	転出先住所(予定)_国名コード	
131	住民情報	転出先住所(予定)_国名等	
132	住民情報	転出先住所(予定)_国外住所	
133	住民情報	転出先住所(予定)_郵便番号	
134	住民情報	転出先住所(確定)_市区町村コード	
135	住民情報	転出先住所(確定)_町字コード	
136	住民情報	転出先住所(確定)_都道府県	
137	住民情報	転出先住所(確定)_市区郡町村名	
138	住民情報	転出先住所(確定)_町字	
139	住民情報	転出先住所(確定)_番地号表記	
140	住民情報	転出先住所(確定)_方書	
141	住民情報	転出先住所(確定)_郵便番号	
142	住民情報	外国人住民となった年月日	
143	住民情報	外国人住民となった年月日_不詳フラグ	
144	住民情報	外国人住民となった年月日_不詳表記	
145	住民情報	在留カード等番号	
146	住民情報	在留カード等番号区分	
147	住民情報	国籍等_国名コード	
148	住民情報	国籍名等	
149	住民情報	第30条45規定区分	
150	住民情報	住居地の届出の有無	

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

1. 住民記録情報ファイル			
No	情報種別 (主な項目)	項目名	備考
151	住民情報	在留資格等コード	
152	住民情報	在留期間等コード_年	
153	住民情報	在留期間等コード_月	
154	住民情報	在留期間等コード_日	
155	住民情報	在留期間の満了の日	
156	住民情報	特別永住者証明書交付年月日	
157	住民情報	特別永住者証明書有効期限	
158	住民情報	統合記載欄B類型表示項目	
159	住民情報	統合記載欄B類型	
160	住民情報	履歴選択不可フラグ	
161	住民情報	事実上の世帯主氏名	
162	住民情報	通称住所_郵便番号	
163	住民情報	通称住所_市区町村コード	
164	住民情報	通称住所_町字コード	
165	住民情報	通称住所_町字	
166	住民情報	通称住所_地番号	
167	住民情報	処理年月日	
168	住民情報	改製記載年月日	
169	住民情報	改製記載年月日_不詳フラグ	
170	住民情報	改製記載年月日_不詳表記	
171	住民情報	再製記載年月日	
172	住民情報	再製記載年月日_不詳フラグ	
173	住民情報	再製記載年月日_不詳表記	
174	住民情報	地区管理コード	
175	住民情報	住居地補正コード	
176	住民情報	記載順位	
177	住民情報	成年被後見人_該当有無	
178	住民情報	成年被後見人の審判確定日	
179	住民情報	成年被後見人の登記日	
180	住民情報	成年被後見人である旨を知った日	
181	住民情報	除票フラグ	
182	住民情報	除票用データベース登録年月日	
183	住民情報	除票の修正メモ	
184	住民情報	誤記修正後の氏名	
185	住民情報	誤記修正後の氏名のフリガナ	
186	住民情報	誤記修正後の生年月日	
187	住民情報	法第30条46又は47区分	
188	住民情報	改製消除年月日	
189	住民情報	改製消除年月日_不詳フラグ	
190	住民情報	改製消除年月日_不詳表記	
191	住民情報	入力場所コード	
192	住民情報	入力場所表記	
193	住民情報	入力端末	
194	住民情報	選挙人名簿登録有無	
195	住民情報	国保資格有無	
196	住民情報	国保資格取得年月日	
197	住民情報	国保資格喪失年月日	
198	住民情報	後期高齢資格有無	
199	住民情報	後期高齢資格取得年月日	
200	住民情報	後期高齢資格喪失年月日	

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

1. 住民記録情報ファイル			
No	情報種別 (主な項目)	項目名	備 考
201	住民情報	介護資格有無	
202	住民情報	介護資格取得年月日	
203	住民情報	介護資格喪失年月日	
204	住民情報	年金資格有無	
205	住民情報	基礎年金番号	
206	住民情報	年金資格種別	
207	住民情報	年金資格種別変更年月日	
208	住民情報	年金資格取得年月日	
209	住民情報	年金資格喪失年月日	
210	住民情報	児童手当資格区分	
211	住民情報	児童手当受給開始年月	
212	住民情報	児童手当受給終了年月	
213	住民情報	統合宛名フラグ	
214	住民情報	他業務参照不可フラグ	
215	住民情報	削除フラグ	
216	住民情報	操作者ID	
217	住民情報	操作年月日	
218	住民情報	操作時刻	
219	統合記載欄C類型管理	市区町村コード	
220	統合記載欄C類型管理	宛名番号	
221	統合記載欄C類型管理	履歴番号	
222	統合記載欄C類型管理	最新フラグ	
223	統合記載欄C類型管理	統合記載欄C類型	
224	統合記載欄C類型管理	削除フラグ	
225	統合記載欄C類型管理	操作者ID	
226	統合記載欄C類型管理	操作年月日	
227	統合記載欄C類型管理	操作時刻	
228	通称履歴管理	市区町村コード	
229	通称履歴管理	宛名番号	
230	通称履歴管理	改製番号	
231	通称履歴管理	最新フラグ	
232	通称履歴管理	通称	
233	通称履歴管理	記載市区町村コード	
234	通称履歴管理	記載市区町村名	
235	通称履歴管理	記載年月日	
236	通称履歴管理	削除市区町村コード	
237	通称履歴管理	削除市区町村名	
238	通称履歴管理	削除年月日	
239	通称履歴管理	削除フラグ	
240	通称履歴管理	操作者ID	
241	通称履歴管理	操作年月日	
242	通称履歴管理	操作時刻	
243	住民基本台帳_抑止設定管理	市区町村コード	
244	住民基本台帳_抑止設定管理	宛名番号	
245	住民基本台帳_抑止設定管理	抑止事由	
246	住民基本台帳_抑止設定管理	抑止処理対象区分	
247	住民基本台帳_抑止設定管理	履歴番号	
248	住民基本台帳_抑止設定管理	抑止開始年月日	
249	住民基本台帳_抑止設定管理	履歴番号_枝番号	
250	住民基本台帳_抑止設定管理	最新フラグ	



**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

1. 住民記録情報ファイル			
No	情報種別 (主な項目)	項目名	備考
251	住民基本台帳_抑止設定管理	抑止終了年月日	
252	住民基本台帳_抑止設定管理	抑止レベル	
253	住民基本台帳_抑止設定管理	世帯抑止区分	
254	住民基本台帳_抑止設定管理	一時解除開始年月日	
255	住民基本台帳_抑止設定管理	一時解除開始時刻	
256	住民基本台帳_抑止設定管理	一時解除終了年月日	
257	住民基本台帳_抑止設定管理	一時解除終了時刻	
258	住民基本台帳_抑止設定管理	一時解除設定操作者ID	
259	住民基本台帳_抑止設定管理	削除フラグ	
260	住民基本台帳_抑止設定管理	操作者ID	
261	住民基本台帳_抑止設定管理	操作年月日	
262	住民基本台帳_抑止設定管理	操作時刻	
263	電子証明情報	市区町村コード	
264	電子証明情報	宛名番号	
265	電子証明情報	住民票コード	
266	電子証明情報	最新フラグ	
267	電子証明情報	カード用署名用電子証明書_シリアル番号	
268	電子証明情報	カード用利用者証明用電子証明書_シリアル番号	
269	電子証明情報	カード用利用者証明用電子証明書_シリアル番号桁数	
270	電子証明情報	削除フラグ	
271	電子証明情報	操作者ID	
272	電子証明情報	操作年月日	
273	電子証明情報	操作時刻	
274	メモ情報	市区町村コード	
275	メモ情報	宛名番号	
276	メモ情報	履歴番号	
277	メモ情報	最新フラグ	
278	メモ情報	メモ	
279	メモ情報	削除フラグ	
280	メモ情報	操作者ID	
281	メモ情報	操作年月日	
282	メモ情報	操作時刻	
283	本人通知制度情報	市区町村コード	
284	本人通知制度情報	宛名番号	
285	本人通知制度情報	本人通知制度管理番号	
286	本人通知制度情報	最新フラグ	
287	本人通知制度情報	申出年月日	
288	本人通知制度情報	登録年月日	
289	本人通知制度情報	登録満了年月日	
290	本人通知制度情報	通知書送付先住所_郵便番号	
291	本人通知制度情報	通知書送付先住所_都道府県	
292	本人通知制度情報	通知書送付先住所_市区郡町村名	
293	本人通知制度情報	通知書送付先住所_町字	
294	本人通知制度情報	通知書送付先住所_番地号表記	
295	本人通知制度情報	通知書送付先住所_方書コード	
296	本人通知制度情報	通知書送付先住所_方書	
297	本人通知制度情報	通知書送付先住所_方書_フリガナ	
298	本人通知制度情報	通知書出力条件	
299	本人通知制度情報	削除フラグ	
300	本人通知制度情報	操作者ID	

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

1. 住民記録情報ファイル			
No	情報種別 (主な項目)	項目名	備考
301	本人通知制度情報	操作年月日	
302	本人通知制度情報	操作時刻	
303	本人通知制度通知書情報	市区町村コード	
304	本人通知制度通知書情報	発行番号	
305	本人通知制度通知書情報	宛名番号	
306	本人通知制度通知書情報	本人通知制度管理番号	
307	本人通知制度通知書情報	最新フラグ	
308	本人通知制度通知書情報	通知年月日	
309	本人通知制度通知書情報	交付年月日	
310	本人通知制度通知書情報	交付時刻	
311	本人通知制度通知書情報	交付請求者区分	
312	本人通知制度通知書情報	交付請求者区分修正フラグ	
313	本人通知制度通知書情報	証明書種別	
314	本人通知制度通知書情報	枚数	
315	本人通知制度通知書情報	削除フラグ	
316	本人通知制度通知書情報	操作者ID	
317	本人通知制度通知書情報	操作年月日	
318	本人通知制度通知書情報	操作時刻	
319	支援措置対象者情報	市区町村コード	
320	支援措置対象者情報	宛名番号	
321	支援措置対象者情報	履歴番号	
322	支援措置対象者情報	支援措置開始年月日	
323	支援措置対象者情報	最新フラグ	
324	支援措置対象者情報	支援措置終了年月日	
325	支援措置対象者情報	支援措置区分	
326	支援措置対象者情報	世帯抑止区分	
327	支援措置対象者情報	入力場所コード	
328	支援措置対象者情報	入力場所表記	
329	支援措置対象者情報	入力端末	
330	支援措置対象者情報	削除フラグ	
331	支援措置対象者情報	操作者ID	
332	支援措置対象者情報	操作年月日	
333	支援措置対象者情報	操作時刻	
334	支援措置申出書情報(当初受付)	市区町村コード	
335	支援措置申出書情報(当初受付)	宛名番号	
336	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置管理番号	
337	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置履歴番号	
338	支援措置申出書情報(当初受付)	最新フラグ	
339	支援措置申出書情報(当初受付)	対象者区分	
340	支援措置申出書情報(当初受付)	申出者の状況	
341	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_氏名	
342	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_氏名_フリガナ	
343	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_通称	
344	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_通称_フリガナ	
345	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_旧氏	
346	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_旧氏_フリガナ	
347	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_生年月日	
348	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_性別	
349	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_住所_市区町村コード	
350	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_住所_町字コード	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 住民記録情報ファイル			
No	情報種別 (主な項目)	項目名	備考
351	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_住所_郵便番号	
352	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_住所_都道府県	
353	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_住所_市区郡町村名	
354	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_住所_町字	
355	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_住所_番地号表記	
356	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_住所_方書コード	
357	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_住所_方書	
358	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_住所_方書_フリガナ	
359	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_本籍_市区町村コード	
360	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_本籍_町字コード	
361	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_本籍	
362	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_本籍_都道府県	
363	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_本籍_市区郡町村名	
364	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_本籍_町字	
365	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_本籍_地番号または、街区符号	
366	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_前本籍_市区町村コード	
367	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_前本籍_町字コード	
368	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_前本籍	
369	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_前本籍_都道府県	
370	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_前本籍_市区郡町村名	
371	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_前本籍_町字	
372	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_前本籍_地番号または、街区符号	
373	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_連絡先電話番号	
374	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_連絡先携帯電話番号	
375	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_連絡先メールアドレス	
376	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_その他	
377	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_前住所_市区町村コード	
378	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_前住所_町字コード	
379	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_前住所_都道府県	
380	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_前住所_市区郡町村名	
381	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_前住所_町字	
382	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_前住所_番地号表記	
383	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_前住所_方書	
384	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_支援措置対象者との関係	
385	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_固定資産登録_市区町村コード	
386	支援措置申出書情報(当初受付)	加害者_氏名	
387	支援措置申出書情報(当初受付)	加害者_生年月日	
388	支援措置申出書情報(当初受付)	加害者_性別	
389	支援措置申出書情報(当初受付)	加害者_住所_郵便番号	
390	支援措置申出書情報(当初受付)	加害者_住所_市区町村コード	
391	支援措置申出書情報(当初受付)	加害者_住所_町字コード	
392	支援措置申出書情報(当初受付)	加害者_住所_都道府県	
393	支援措置申出書情報(当初受付)	加害者_住所_市区町郡村名	
394	支援措置申出書情報(当初受付)	加害者_住所_町字	
395	支援措置申出書情報(当初受付)	加害者_住所_番地号表記	
396	支援措置申出書情報(当初受付)	加害者_住所_方書	
397	支援措置申出書情報(当初受付)	加害者_住所_国名コード	
398	支援措置申出書情報(当初受付)	加害者_住所_国名等	
399	支援措置申出書情報(当初受付)	加害者_住所_国外住所	
400	支援措置申出書情報(当初受付)	加害者_その他	

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

1. 住民記録情報ファイル			
No	情報種別 (主な項目)	項目名	備 考
401	支援措置申出書情報(当初受付)	支援を求める事務対象区分_住民基本台帳の閲覧(現住所)	
402	支援措置申出書情報(当初受付)	支援を求める事務対象区分_住民票の写し等の交付(現住所)	
403	支援措置申出書情報(当初受付)	支援を求める事務対象区分_住民票の写し等の交付(前住所等)	
404	支援措置申出書情報(当初受付)	支援を求める事務対象区分_戸籍の附票の写し等の交付(本籍)	
405	支援措置申出書情報(当初受付)	支援を求める事務対象区分_戸籍の附票の写し等の交付(前本籍等)	
406	支援措置申出書情報(当初受付)	支援を求める事務対象区分_固定資産所在市区町村	
407	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_転送先_市区町村コード	
408	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置対象者_転送年月日	
409	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置開始年月日	
410	支援措置申出書情報(当初受付)	支援措置終了年月日	
411	支援措置申出書情報(当初受付)	仮支援措置の有無	
412	支援措置申出書情報(当初受付)	仮支援措置開始年月日	
413	支援措置申出書情報(当初受付)	仮支援措置終了年月日	
414	支援措置申出書情報(当初受付)	入力場所コード	
415	支援措置申出書情報(当初受付)	入力場所表記	
416	支援措置申出書情報(当初受付)	入力端末	
417	支援措置申出書情報(当初受付)	削除フラグ	
418	支援措置申出書情報(当初受付)	操作者ID	
419	支援措置申出書情報(当初受付)	操作年月日	
420	支援措置申出書情報(当初受付)	操作時刻	
421	支援措置申出書情報(転送受付)	市区町村コード	
422	支援措置申出書情報(転送受付)	宛名番号	
423	支援措置申出書情報(転送受付)	支援措置管理番号	
424	支援措置申出書情報(転送受付)	支援措置履歴番号	
425	支援措置申出書情報(転送受付)	最新フラグ	
426	支援措置申出書情報(転送受付)	対象者区分	
427	支援措置申出書情報(転送受付)	申出者の状況	
428	支援措置申出書情報(転送受付)	支援措置対象者_氏名	
429	支援措置申出書情報(転送受付)	支援措置対象者_氏名_フリガナ	
430	支援措置申出書情報(転送受付)	支援措置対象者_通称	
431	支援措置申出書情報(転送受付)	支援措置対象者_通称_フリガナ	
432	支援措置申出書情報(転送受付)	支援措置対象者_旧氏	
433	支援措置申出書情報(転送受付)	支援措置対象者_旧氏_フリガナ	
434	支援措置申出書情報(転送受付)	支援措置対象者_生年月日	
435	支援措置申出書情報(転送受付)	支援措置対象者_性別	
436	支援措置申出書情報(転送受付)	支援措置対象者_住所_市区町村コード	
437	支援措置申出書情報(転送受付)	支援措置対象者_住所_町字コード	
438	支援措置申出書情報(転送受付)	支援措置対象者_住所_郵便番号	
439	支援措置申出書情報(転送受付)	支援措置対象者_住所_都道府県	
440	支援措置申出書情報(転送受付)	支援措置対象者_住所_市区郡町村名	
441	支援措置申出書情報(転送受付)	支援措置対象者_住所_町字	
442	支援措置申出書情報(転送受付)	支援措置対象者_住所_番地号表記	
443	支援措置申出書情報(転送受付)	支援措置対象者_住所_方書コード	
444	支援措置申出書情報(転送受付)	支援措置対象者_住所_方書	
445	支援措置申出書情報(転送受付)	支援措置対象者_住所_方書_フリガナ	
446	支援措置申出書情報(転送受付)	支援措置対象者_連絡先電話番号	
447	支援措置申出書情報(転送受付)	支援措置対象者_連絡先携帯電話番号	
448	支援措置申出書情報(転送受付)	支援措置対象者_連絡先メールアドレス	
449	支援措置申出書情報(転送受付)	支援措置対象者_その他	
450	支援措置申出書情報(転送受付)	支援を求める事務対象区分_住民基本台帳の閲覧	

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

1. 住民記録情報ファイル			
No	情報種別 (主な項目)	項目名	備 考
451	支援措置申出書情報(転送受付)	支援を求める事務対象区分_住民票の写し等の交付	
452	支援措置申出書情報(転送受付)	支援を求める事務対象区分_住民票の除票の写し等の交付	
453	支援措置申出書情報(転送受付)	支援を求める対象住所_転入通知に基づいて記載した転出先住所(確定)	
454	支援措置申出書情報(転送受付)	支援を求める対象住所_転出届に基づいて記載した転出先住所(予定)	
455	支援措置申出書情報(転送受付)	支援を求める対象住所_統合記載欄に記載された転出先住所等	
456	支援措置申出書情報(転送受付)	支援措置対象者_支援措置対象者との関係	
457	支援措置申出書情報(転送受付)	加害者_氏名	
458	支援措置申出書情報(転送受付)	加害者_生年月日	
459	支援措置申出書情報(転送受付)	加害者_性別	
460	支援措置申出書情報(転送受付)	加害者_住所_郵便番号	
461	支援措置申出書情報(転送受付)	加害者_住所_市区町村コード	
462	支援措置申出書情報(転送受付)	加害者_住所_町字コード	
463	支援措置申出書情報(転送受付)	加害者_住所_都道府県	
464	支援措置申出書情報(転送受付)	加害者_住所_市区町郡村名	
465	支援措置申出書情報(転送受付)	加害者_住所_町字	
466	支援措置申出書情報(転送受付)	加害者_住所_番地号表記	
467	支援措置申出書情報(転送受付)	加害者_住所_方書	
468	支援措置申出書情報(転送受付)	加害者_住所_国名コード	
469	支援措置申出書情報(転送受付)	加害者_住所_国名等	
470	支援措置申出書情報(転送受付)	加害者_住所_国外住所	
471	支援措置申出書情報(転送受付)	加害者_その他	
472	支援措置申出書情報(転送受付)	支援措置対象者_転送受付年月日	
473	支援措置申出書情報(転送受付)	支援不要確認連絡年月日	
474	支援措置申出書情報(転送受付)	当初受付_市区町村コード	
475	支援措置申出書情報(転送受付)	支援措置開始年月日	
476	支援措置申出書情報(転送受付)	支援措置終了年月日	
477	支援措置申出書情報(転送受付)	仮支援措置の有無	
478	支援措置申出書情報(転送受付)	仮支援措置開始年月日	
479	支援措置申出書情報(転送受付)	仮支援措置終了年月日	
480	支援措置申出書情報(転送受付)	入力場所コード	
481	支援措置申出書情報(転送受付)	入力場所表記	
482	支援措置申出書情報(転送受付)	入力端末	
483	支援措置申出書情報(転送受付)	削除フラグ	
484	支援措置申出書情報(転送受付)	操作者ID	
485	支援措置申出書情報(転送受付)	操作年月日	
486	支援措置申出書情報(転送受付)	操作時刻	
487	世帯主転出後の続柄情報	市区町村コード	
488	世帯主転出後の続柄情報	宛名番号	
489	世帯主転出後の続柄情報	最新フラグ	
490	世帯主転出後の続柄情報	世帯番号	
491	世帯主転出後の続柄情報	世帯主_転出届出年月日	
492	世帯主転出後の続柄情報	世帯主_転出予定年月日	
493	世帯主転出後の続柄情報	転出届出日以降_世帯変更届出年月日	
494	世帯主転出後の続柄情報	残世帯_世帯主氏名	
495	世帯主転出後の続柄情報	残世帯_続柄コード1	
496	世帯主転出後の続柄情報	残世帯_続柄コード2	
497	世帯主転出後の続柄情報	残世帯_続柄コード3	
498	世帯主転出後の続柄情報	残世帯_続柄コード4	
499	世帯主転出後の続柄情報	削除フラグ	
500	世帯主転出後の続柄情報	操作者ID	

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

1. 住民記録情報ファイル			
No	情報種別 (主な項目)	項目名	備考
501	世帯主転出後の続柄情報	操作年月日	
502	世帯主転出後の続柄情報	操作時刻	
503	転出証明証等発行情報	市区町村コード	
504	転出証明証等発行情報	宛名番号	
505	転出証明証等発行情報	最新フラグ	
506	転出証明証等発行情報	転出前_世帯主氏名	
507	転出証明証等発行情報	転出証明書等種別	
508	転出証明証等発行情報	転出証明書等発行年月日	
509	転出証明証等発行情報	国保資格有無	
510	転出証明証等発行情報	後期高齢資格有無	
511	転出証明証等発行情報	介護資格有無	
512	転出証明証等発行情報	基礎年金番号	
513	転出証明証等発行情報	年金資格種別	
514	転出証明証等発行情報	児童手当資格区分	
515	転出証明証等発行情報	削除フラグ	
516	転出証明証等発行情報	操作者ID	
517	転出証明証等発行情報	操作年月日	
518	転出証明証等発行情報	操作時刻	
519	転出証明書情報管理	市区町村コード	
520	転出証明書情報管理	転出地_市区町村コード	
521	転出証明書情報管理	転出証明書作成年月日	
522	転出証明書情報管理	連番	
523	転出証明書情報管理	最新フラグ	
524	転出証明書情報管理	申請紐付符号	
525	転出証明書情報管理	転出証明書_操作者ID	
526	転出証明書情報管理	操作端末ID	
527	転出証明書情報管理	あたらしい住所_市区町村コード	
528	転出証明書情報管理	あたらしい住所	
529	転出証明書情報管理	いままでの住所_市区町村コード	
530	転出証明書情報管理	いままでの住所	
531	転出証明書情報管理	いままでの世帯主氏名	
532	転出証明書情報管理	代表者役職名	
533	転出証明書情報管理	代表者氏名	
534	転出証明書情報管理	転出届出年月日	
535	転出証明書情報管理	転出予定年月日	
536	転出証明書情報管理	対象となる人数	
537	転出証明書情報管理	住民票コード	
538	転出証明書情報管理	個人番号	
539	転出証明書情報管理	氏名	
540	転出証明書情報管理	氏名_フリガナ	
541	転出証明書情報管理	生年月日	
542	転出証明書情報管理	性別	
543	転出証明書情報管理	続柄	
544	転出証明書情報管理	本籍_市区町村コード	
545	転出証明書情報管理	本籍	
546	転出証明書情報管理	筆頭者_氏名	
547	転出証明書情報管理	国民健康保険の資格	
548	転出証明書情報管理	国民健康保険の退職区分	
549	転出証明書情報管理	基礎年金番号	
550	転出証明書情報管理	国民年金の種別	

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

1. 住民記録情報ファイル			
No	情報種別 (主な項目)	項目名	備考
551	転出証明書情報管理	児童手当の有無	
552	転出証明書情報管理	介護保険の有無	
553	転出証明書情報管理	後期高齢者医療保険の有無	
554	転出証明書情報管理	第30条45規定区分	
555	転出証明書情報管理	在留資格	
556	転出証明書情報管理	在留期間等	
557	転出証明書情報管理	在留カード等番号	
558	転出証明書情報管理	国籍等_国名コード	
559	転出証明書情報管理	在留期間の満了の日	
560	転出証明書情報管理	通称履歴情報_記載年月日1	
561	転出証明書情報管理	通称履歴情報_記載市区町村コード1	
562	転出証明書情報管理	通称履歴情報_削除年月日1	
563	転出証明書情報管理	通称履歴情報_削除市区町村コード1	
564	転出証明書情報管理	通称履歴情報_通称1	
565	転出証明書情報管理	備考	
566	転出証明書情報管理	旧氏	
567	転出証明書情報管理	旧氏_フリガナ	
568	転出証明書情報管理	削除フラグ	
569	転出証明書情報管理	操作者ID	
570	転出証明書情報管理	操作年月日	
571	転出証明書情報管理	操作時刻	
572	ワンストップ特例転入を利用した転出情報管理	市区町村コード	
573	ワンストップ特例転入を利用した転出情報管理	受付番号	
574	ワンストップ特例転入を利用した転出情報管理	最新フラグ	
575	ワンストップ特例転入を利用した転出情報管理	申請紐付符号	
576	ワンストップ特例転入を利用した転出情報管理	届出人_連絡先	
577	ワンストップ特例転入を利用した転出情報管理	届出人_氏名	
578	ワンストップ特例転入を利用した転出情報管理	いままでの住所	
579	ワンストップ特例転入を利用した転出情報管理	新しい住所	
580	ワンストップ特例転入を利用した転出情報管理	届出日	
581	ワンストップ特例転入を利用した転出情報管理	転出予定年月日	
582	ワンストップ特例転入を利用した転出情報管理	届出人_カード用利用者証明用電子証明書_シリアル番号	
583	ワンストップ特例転入を利用した転出情報管理	異動者_氏名	
584	ワンストップ特例転入を利用した転出情報管理	異動者_生年月日	
585	ワンストップ特例転入を利用した転出情報管理	異動者_性別	
586	ワンストップ特例転入を利用した転出情報管理	削除フラグ	
587	ワンストップ特例転入を利用した転出情報管理	操作者ID	
588	ワンストップ特例転入を利用した転出情報管理	操作年月日	
589	ワンストップ特例転入を利用した転出情報管理	操作時刻	
590	転入予約情報管理	市区町村コード	
591	転入予約情報管理	受付番号	
592	転入予約情報管理	最新フラグ	
593	転入予約情報管理	申請紐付符号	
594	転入予約情報管理	来庁予定年月日	
595	転入予約情報管理	来庁場所	
596	転入予約情報管理	届出日	
597	転入予約情報管理	届出人_氏名	
598	転入予約情報管理	届出人_連絡先	
599	転入予約情報管理	新しい世帯主氏名	
600	転入予約情報管理	異動者_氏名	

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

1. 住民記録情報ファイル			
No	情報種別 (主な項目)	項目名	備考
601	転入予約情報管理	異動者_新しい世帯主との続柄	
602	転入予約情報管理	削除フラグ	
603	転入予約情報管理	操作者ID	
604	転入予約情報管理	操作年月日	
605	転入予約情報管理	操作時刻	
606	転居予約情報管理	市区町村コード	
607	転居予約情報管理	受付番号	
608	転居予約情報管理	最新フラグ	
609	転居予約情報管理	異動予定年月日	
610	転居予約情報管理	来庁予定年月日	
611	転居予約情報管理	来庁場所	
612	転居予約情報管理	届出日	
613	転居予約情報管理	届出人_連絡先	
614	転居予約情報管理	届出人_氏名	
615	転居予約情報管理	届出人_性別	
616	転居予約情報管理	今までの住所	
617	転居予約情報管理	新住所	
618	転居予約情報管理	新しい世帯主氏名	
619	転居予約情報管理	異動者_氏名	
620	転居予約情報管理	異動者_生年月日	
621	転居予約情報管理	異動者_新しい世帯主との続柄	
622	転居予約情報管理	削除フラグ	
623	転居予約情報管理	操作者ID	
624	転居予約情報管理	操作年月日	
625	転居予約情報管理	操作時刻	
626	特別永住者証明書関連情報	市区町村コード	
627	特別永住者証明書関連情報	宛名番号	
628	特別永住者証明書関連情報	履歴番号	
629	特別永住者証明書関連情報	最新フラグ	
630	特別永住者証明書関連情報	特別永住者証明書_交付状況	
631	特別永住者証明書関連情報	特別永住者証明書_申請書受理番号	
632	特別永住者証明書関連情報	特別永住者証明書番号	
633	特別永住者証明書関連情報	特別永住者証明書_申請者_氏名	
634	特別永住者証明書関連情報	特別永住者証明書_申請者_生年月日	
635	特別永住者証明書関連情報	特別永住者証明書_申請者_電話番号	
636	特別永住者証明書関連情報	特別永住者証明書_申請者_住所_郵便番号	
637	特別永住者証明書関連情報	特別永住者証明書_申請者_住所_都道府県	
638	特別永住者証明書関連情報	特別永住者証明書_申請者_住所_市区郡町村名	
639	特別永住者証明書関連情報	特別永住者証明書_申請者_住所_町字	
640	特別永住者証明書関連情報	特別永住者証明書_申請者_住所_番地号表記	
641	特別永住者証明書関連情報	特別永住者証明書_申請者_住所_方書コード	
642	特別永住者証明書関連情報	特別永住者証明書_申請者_住所_方書	
643	特別永住者証明書関連情報	特別永住者証明書_申請者_住所_方書_フリガナ	
644	特別永住者証明書関連情報	特別永住者証明書_申請事由コード	
645	特別永住者証明書関連情報	特別永住者証明書_申請年月日	
646	特別永住者証明書関連情報	特別永住者証明書_申請場所コード	
647	特別永住者証明書関連情報	特別永住者証明書_申請書送付年月日	
648	特別永住者証明書関連情報	特別永住者証明書_申請書受領年月日	
649	特別永住者証明書関連情報	特別永住者証明書_申請書取下年月日	
650	特別永住者証明書関連情報	特別永住者証明書_交付開始年月日	



**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

1. 住民記録情報ファイル			
No	情報種別 (主な項目)	項目名	備 考
651	特別永住者証明書関連情報	特別永住者証明書_交付終了年月日	
652	特別永住者証明書関連情報	特別永住者証明書_不交付返戻情報	
653	特別永住者証明書関連情報	特別永住者証明書_交付場所コード	
654	特別永住者証明書関連情報	特別永住者証明書_返納年月日	
655	特別永住者証明書関連情報	特別永住者証明書_返納場所コード	
656	特別永住者証明書関連情報	特別永住者証明書_許可区分	
657	特別永住者証明書関連情報	特別永住者証明書_許可番号	
658	特別永住者証明書関連情報	特別永住者証明書_許可年月日	
659	特別永住者証明書関連情報	特別永住者証明書_関連メモ	
660	特別永住者証明書関連情報	削除フラグ	
661	特別永住者証明書関連情報	操作者ID	
662	特別永住者証明書関連情報	操作年月日	
663	特別永住者証明書関連情報	操作時刻	
664	個人番号カード管理	市区町村コード	
665	個人番号カード管理	宛名番号	
666	個人番号カード管理	最新フラグ	
667	個人番号カード管理	個人番号カード_運用状況	
668	個人番号カード管理	個人番号カード_有効期限	
669	個人番号カード管理	個人番号カード_回収年月日	
670	個人番号カード管理	個人番号カード_抽出年月日	
671	個人番号カード管理	削除フラグ	
672	個人番号カード管理	操作者ID	
673	個人番号カード管理	操作年月日	
674	個人番号カード管理	操作時刻	
675	個人番号カード送付先情報	市区町村コード	
676	個人番号カード送付先情報	宛名番号	
677	個人番号カード送付先情報	最新フラグ	
678	個人番号カード送付先情報	処理年月日	
679	個人番号カード送付先情報	通番処理番号	
680	個人番号カード送付先情報	宛先印刷区分	
681	個人番号カード送付先情報	送付先_住所_郵便番号	
682	個人番号カード送付先情報	送付先_住所	
683	個人番号カード送付先情報	送付先_氏名	
684	個人番号カード送付先情報	送付元_市区町村コード	
685	個人番号カード送付先情報	送付元_市区町村名	
686	個人番号カード送付先情報	送付元_市区町村_住所_郵便番号	
687	個人番号カード送付先情報	送付元_市区町村_住所	
688	個人番号カード送付先情報	送付元_電話番号	
689	個人番号カード送付先情報	交付場所名	
690	個人番号カード送付先情報	交付場所_住所_郵便番号	
691	個人番号カード送付先情報	交付場所_住所	
692	個人番号カード送付先情報	交付場所_電話番号	
693	個人番号カード送付先情報	送付場所名	
694	個人番号カード送付先情報	送付場所_住所_郵便番号	
695	個人番号カード送付先情報	送付場所_住所	
696	個人番号カード送付先情報	送付場所_電話番号	
697	個人番号カード送付先情報	個人番号	
698	個人番号カード送付先情報	住民票コード	
699	個人番号カード送付先情報	第30条45規定区分	
700	個人番号カード送付先情報	在留期間の満了の日	

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

1. 住民記録情報ファイル			
No	情報種別 (主な項目)	項目名	備考
701	個人番号カード送付先情報	削除フラグ	
702	個人番号カード送付先情報	操作者ID	
703	個人番号カード送付先情報	操作年月日	
704	個人番号カード送付先情報	操作時刻	
705	証明書・通知書交付履歴管理	市区町村コード	
706	証明書・通知書交付履歴管理	宛名番号	
707	証明書・通知書交付履歴管理	交付年月日	
708	証明書・通知書交付履歴管理	発行通番	
709	証明書・通知書交付履歴管理	最新フラグ	
710	証明書・通知書交付履歴管理	交付時刻	
711	証明書・通知書交付履歴管理	発行番号	
712	証明書・通知書交付履歴管理	交付場所	
713	証明書・通知書交付履歴管理	交付区分	
714	証明書・通知書交付履歴管理	証明書種別	
715	証明書・通知書交付履歴管理	記載事項	
716	証明書・通知書交付履歴管理	枚数	
717	証明書・通知書交付履歴管理	端末名	
718	証明書・通知書交付履歴管理	処分情報	
719	証明書・通知書交付履歴管理	削除フラグ	
720	証明書・通知書交付履歴管理	操作者ID	
721	証明書・通知書交付履歴管理	操作年月日	
722	証明書・通知書交付履歴管理	操作時刻	
723	空き住民票コード管理	市区町村コード	
724	空き住民票コード管理	空き住民票コード	
725	空き住民票コード管理	最新フラグ	
726	空き住民票コード管理	削除フラグ	
727	空き住民票コード管理	操作者ID	
728	空き住民票コード管理	操作年月日	
729	空き住民票コード管理	操作時刻	

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

2. 本人確認情報ファイル			
No	項	目	備 考
1	住民票コード		
2	漢字氏名		
3	外字数(氏名)		
4	ふりがな氏名		
5	清音化かな氏名		
6	生年月日		
7	性別		
8	市町村コード		
9	大字・字コード		
10	郵便番号		
11	住所		
12	外字数(住所)		
13	個人番号		
14	住民となった日		
15	住所を定めた日		
16	届出の年月日		
17	市町村コード(転入前)		
18	転入前住所		
19	外字数(転入前住所)		
20	続柄		
21	異動事由		
22	異動年月日		
23	異動事由詳細		
24	旧住民票コード		
25	住民票コード使用年月日		
26	依頼管理番号		
27	操作者ID		
28	操作端末ID		
29	更新順番号		
30	異常時更新順番号		
31	更新禁止フラグ		
32	予定者フラグ		
33	排他フラグ		
34	外字フラグ		
35	レコード状況フラグ		
36	タイムスタンプ		
37	旧氏 漢字		
38	旧氏 外字数		
39	旧氏 ふりがな		
40	旧氏 外字変更連番		

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

3. 送付先情報ファイル			
No	項	目	備 考
1	送付先管理番号		
2	送付先郵便番号		
3	送付先住所 漢字項目長		
4	送付先住所 漢字		
5	送付先住所 漢字外字数		
6	送付先氏名 漢字項目長		
7	送付先氏名 漢字		
8	送付先氏名 漢字外字数		
9	市町村コード		
10	市町村名 項目長		
11	市町村名		
12	市町村郵便番号		
13	市町村住所 項目長		
14	市町村住所		
15	市町村住所 外字数		
16	市町村電話番号		
17	交付場所名 項目長		
18	交付場所名		
19	交付場所名 外字数		
20	交付場所郵便番号		
21	交付場所住所 項目長		
22	交付場所住所		
23	交付場所住所 外字数		
24	交付場所電話番号		
25	カード送付場所名 項目長		
26	カード送付場所名		
27	カード送付場所名 外字数		
28	カード送付場所郵便番号		
29	カード送付場所住所 項目長		
30	カード送付場所住所		
31	カード送付場所住所 外字数		
32	カード送付場所電話番号		
33	対象となる人数		
34	処理年月日		
35	操作者ID		
36	操作端末ID		
37	印刷区分		
38	住民票コード		
39	氏名 漢字項目長		
40	氏名 漢字		
41	氏名 漢字外字数		
42	氏名 かな項目長		
43	氏名 かな		
44	郵便番号		
45	住所 項目長		
46	住所		
47	住所 外字数		

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

3. 送付先情報ファイル			
No	項	目	備 考
48	生年月日		
49	性別		
50	個人番号		
51	第30条の45に規定する区分		
52	在留期間の満了の日		
53	代替文字変換結果		
54	代替文字氏名 項目長		
55	代替文字氏名		
56	代替文字住所 項目長		
57	代替文字住所		
58	代替文字氏名位置情報		
59	代替文字住所位置情報		
60	外字フラグ		
61	外字パターン		
62	旧氏 漢字		
63	旧氏 外字数		
64	旧氏 ふりがな		
65	旧氏 外字変更連番		
66	ローマ字 氏名		
67	ローマ字 旧氏		

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
1. 住民記録情報ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面様式を決定する際、対象者以外の記載を求めないように設計する。</li> <li>・他市町村から情報を入手する際も、対象者以外の情報を入手しないように事務マニュアルを作成する。また、実際に入手する際は、担当者及び審査者による二重チェックを行う。</li> </ul>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が必要な情報以外を誤って記載することがないように書面様式を設計する。また、記載要領を充実し、必要最小限の情報の記載となるようにする。</li> <li>・他市町村から情報を入手する際については、事務マニュアルを作成する。</li> </ul>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面を本人に送付する際、何のための書面か、徳島市でどのように利用するかを説明した上で、書面を返送していただく。</li> <li>・市内又は他市町村から入手する際、特定の権限者以外は情報照会できず、また、情報照会・情報提供の記録が保存される仕組みがある住民記録システム又は住民基本台帳ネットワークシステムを通して入手する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	本人確認書類（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カード（通知カード、個人番号が記載された住民票の写し、転出証明書等）の提示を受け、個人番号の真正性確認を行う。</li> <li>・出生等により新たに個人番号が指定される場合や転入の際に個人番号カードの提示がない場合には、市町村CSIにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。</li> <li>・また、取得した個人番号が変更されていないか確認を行う。</li> </ul>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	住民記録システム又は住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、住民票関係情報の正確性をチェックする。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民記録システム及び住民基本台帳ネットワークシステムは専用回線を利用している。</li> <li>・書面の場合は、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送の場合は、市役所住所を明記して当該住所宛てに返送するよう説明する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	個人ごとに割り当てているアクセス権限を判定し、権限を有する者のみが特定個人情報関連画面を選択できるように制御を行っている。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	住民記録システムからは、住民記録情報ファイルのみアクセスでき、住民票関係業務以外の事務に用いるファイルにはアクセスできないようにアクセス制御を行っている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	住民記録システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにユーザIDとパスワードによる認証及び生体認証による認証を行っている。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①ID/パスワードの発行管理 ・個人ごとに業務のアクセス権限の対応表を作成する。 ・個人ごとに業務の更新権限の必要があるか、照会権限のみで良いかを確認し、担当業務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないこととしている。 ・申請に対して、セキュリティ責任者が対応表を確認承認の上依頼し、セキュリティ管理者がアクセス権限を付与する。 ②失効管理 ・権限を有していた職員等の異動退職情報をセキュリティ責任者が確認し、異動退職があった場合は、アクセス権限の異動をセキュリティ管理者に依頼し、当該IDを失効させる。
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	ユーザIDやアクセス権をセキュリティ責任者が定期的に確認し、業務上アクセス権を変更する必要がある場合は、セキュリティ管理者に依頼し、ID及びアクセス権を変更又は削除する。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	システムへのログインからログアウトまでを記録し、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人及び操作端末まで特定でき、記録は7年間保存する。 また、操作ログの記録は、月1回セキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正なアクセスがないことを
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・委託先等の従業者については、当該事項について誓約書の提供を求める。ただし、情報記録物管理業務については、特定個人情報の保管運搬業務であり、特定個人情報を使用しないことから、誓約書の提供は求めない。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・システム上で、管理権限を与えられた者以外は、情報の複製ができない仕組みとする。 ・ファイルの複製はバックアップのみ許可し、作業は複数で行う相互牽制の体制で実施する。 ・外部媒体へのデータの書き出しは、申請を認めた場合のみ許可する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

<p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票関係事務では、住民登録人口・世帯数・住民異動事由別の増減数等各種の統計を行うが、特定の個人を判別しうるような統計や情報分析は行わない。</li> <li>・スクリーンセーバ等を利用し、長時間にわたり本人確認情報を表示しない。</li> <li>・統合端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に設置する。</li> <li>・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲とする。</li> <li>・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の許可を必要とする。</li> </ul>	
<p><b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> <span style="float: right;">[ ] 委託しない</span></p>	
<p>委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク          委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク          委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク          委託契約終了後の不正な使用等のリスク          再委託に関するリスク</p>	
<p>情報保護管理体制の確認</p>	<p>委託業者を選定する際、委託先の情報保護管理体制をチェックシートにより確認する。チェック項目の概要は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISMS、プライバシーマーク等認証の取得状況</li> <li>・個人情報保護に関する規程、体制の整備状況</li> <li>・個人情報保護に関する人的安全管理措置</li> <li>・個人情報保護に関する技術的安全管理措置</li> </ul>
<p>特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</p>	<p>[ 制限している ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 制限している 2) 制限していない</span></p>
<p>具体的な制限方法</p>	<p>委託契約書に以下の規定を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に限定すること。</li> <li>・従業員に付与するアクセス権限を必要最小限に限定すること。</li> <li>・アクセス者数と付与するアクセス権限を報告すること。</li> </ul>
<p>特定個人情報ファイルの取扱いの記録</p>	<p>[ 記録を残している ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</span></p>
<p>具体的な方法</p>	<p>・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</p> <p>・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。また、報告内容を検証し、必要があれば、職員が現地調査を実施する。</p>
<p>特定個人情報の提供ルール</p>	<p>[ 定めている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 定めている 2) 定めていない</span></p>
<p>委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>委託業者は他者への特定個人情報の提供は認められず、その旨、契約書にも明記している。また、委託契約の報告条項に基づき、特定個人情報の取扱いについて書面で報告させる。必要があれば、職員が現地調査を実施する。</p>
<p>委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>委託業者に特定個人情報を提供する際、日付・枚数を記録した受領管理簿に確認印を押印してもらい、当市管理者が確認する。委託業者から受領する場合も同様とする。記録は7年間保存する。</p>
<p>特定個人情報の消去ルール</p>	<p>[ 定めている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 定めている 2) 定めていない</span></p>
<p>ルール内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>委託契約上、以下の措置をとる旨を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管期間を過ぎた特定個人情報を、システムにて自動判定し消去すること。</li> <li>・紙媒体は、保管期間ごとに分類して保管し、保管期間を過ぎているものについては、外部業者にて溶解処理を行い、報告すること。</li> <li>・電子記録媒体か紙媒体かを問わず、廃棄の際は廃棄履歴管理簿を作成し保管すること。</li> <li>・特定個人情報と同様に、保管期間を過ぎたバックアップデータは、システムにて自動判定し消去すること。</li> </ul> <p>委託契約の報告条項に基づき、四半期に一度、取扱いについて報告を受ける。また、必要があれば、職員が現地調査し、適正に運用されているか確認する。</p>
<p>委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</p>	<p>[ 定めている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 定めている 2) 定めていない</span></p>
<p>規定の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的外利用の禁止</li> <li>・特定個人情報の照会・更新従事者の制限</li> <li>・特定個人情報提供の禁止</li> <li>・情報漏洩を防止するための保管管理に責任を負う</li> <li>・情報が不要になった時、又は要請があった時は、情報の返却又は消去などの必要な措置を講じる</li> <li>・特定個人情報の取扱いについて四半期に一度検証した上でその報告をする</li> <li>・必要に応じて、当市が委託先の現地調査を実施することができる</li> <li>・再委託の原則禁止</li> </ul>



再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託先において特定個人情報ファイルの管理状況の検査を年1回以上実施し、書面にて本市に報告する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<b>5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）</b> [ ] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内連携システムでは、どの職員等がどの特定個人情報にどの端末でアクセスしたか全て記録され、ログ記録については7年間保存し、不正なアクセスはログ記録を検証することで防止する。また、番号法及び条例上認められないアクセスは、アクセス制御で禁止しており、システム管理者は、システム仕様書及びシステム環境定義等でアクセス制御を検証する。</li> <li>・専用線・電子記録媒体処理では、どの特定個人情報をどの業務システムに提供・移転したか記録され、処理記録を検証することで防止する。</li> </ul>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法に基づき認められている特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを記載したマニュアルを整備し、マニュアルにしたがって特定個人情報の提供を行う。</li> <li>・また、個人情報保護の研修(年1回)を実施し、理解度チェックを行い、マニュアルを理解しているか確認する。</li> </ul>	
その他の措置の内容	USBメモリ・CD等媒体への書き込みをシステム側で禁止する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内連携システムでは、特定の権限を有する者以外は、情報の照会・更新ができず、情報の照会・更新の記録を逐一保存する仕組みを有しているため、情報の照会・更新の記録を検証することで不適切な方法で提供・移転されることを防止する。</li> <li>・専用線・電子記録媒体処理では、特定の権限を有する者以外は、システム基盤上の情報を処理することができず、処理記録を保存する仕組みを有しているため、処理記録を検証することで不適切な方法での提供・移転されることを防止する。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内連携システムでは、番号法に基づき認められている特定個人情報のみしか提供・移転できないように、アクセス制御を行っているため、仕組みとして担保されている。</li> <li>・専用線・電子記録媒体処理では、番号法に基づき認められている特定個人情報のみしか提供・移転できないように、処理を制御しているため、仕組みとして担保されている。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【番号連携システムにおける措置】</p> <p>①情報提供ネットワークシステムへの提供は番号連携システム以外からできないように、庁内ネットワークシステムを設計及び設定しているため、仕組みとして担保されている。</p> <p>②番号連携システムでは、番号法及び条例上認められる提供以外受け付けられないようにしており、提供の記録は7年分保存する。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員・時刻・操作内容を記録するため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【番号連携サーバーにおける措置】</p> <p>①特定の権限者以外は提供できず、提供の記録を逐一保存する仕組みを有する番号連携システムを通して処理することで、不適切な方法で特定個人情報やとりとられることを防止する。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①セキュリティ管理機能により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員・時刻・操作内容を記録するため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバーと番号連携システム・情報提供ネットワークシステムとの間は、高信頼性のセキュリティを有する行政専用の総合行政ネットワーク等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと各団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏洩・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスできないように管理し、不適切な方法での情報提供を行えないように管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【番号連携システムにおける措置】</p> <p>①番号法に基づき認められている特定個人情報のみしか提供できないように、番号連携システムでアクセス制御を行っているため、仕組みとして担保されている。</p> <p>②番号連携システムを通して提供する特定個人情報については、ファイル名・内容・処理サイクル等を記載した管理簿を作成し管理する。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを住民記録システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員・時刻・操作内容を記録するため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバーと番号連携システム・情報提供ネットワークシステムとの間は、高信頼性のセキュリティを有する行政専用の総合行政ネットワーク等を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと各団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報にはアクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を各地方公共団体が行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏洩等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>【徳島市における措置】</p> <p>①個人を特定できるように入退室用IDカードを貸与し、入退室管理システムでサーバー設置場所の入退室管理を行っている。</p> <p>②サーバー設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。また、業務端末については、セキュリティワイヤで施錠し、特定個人情報の照会・更新はエミュレータ経由で行うため、端末内に特定個人情報を保有しない。</p> <p>③監視設備として監視カメラを設置している。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理・有人監視及び施錠管理を行っている。また、設置場所は、データセンター内の専用領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>【ガバメントクラウドにおける措置】</p> <p>①ISMADのリストに登録されたクラウドサービスから調達することとなり、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可されたものだけがアクセスできるよう適切な入退室管理を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととなっている。</p>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>【徳島市における措置】</p> <p>①不正プログラム対策 コンピュータウイルス監視ソフトを導入し、サーバー・端末のウイルスチェックを実施している。また、新種の不正プログラムに対応するため、ウイルスパターンファイルを定期的に更新を行う。 また、ウイルスメール/スパムメール対策のシステムを導入している。</p> <p>②不正アクセス対策 不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限・侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を実施する。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルを定期的に更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについては、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>【ガバメントクラウドにおける措置】</p> <p>①国及びクラウド事業者はデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②委託するアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤委託するアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>

⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住民基本台帳法施行令第34条第1項(保存)に定める期間(150年間)保管する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課が通知書等を住民に送付し居所不明が判明したことにより各課からの申出があった場合、実態調査を実施し、職権により住民票の削除等の記載を行う。</li> <li>また、近隣や家主等関係者から申出があった場合においても、実態調査を実施し、職権により住民票の削除等の記載を行う。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>保管期間の過ぎた特定個人情報及びバックアップデータは、システムで判別し、消去処理を行う。</li> <li>紙媒体は、保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについては、職員立会いの下で裁断・溶解処理等を行う。</li> <li>データ及び紙媒体どちらの処理においても、廃棄時には廃棄履歴簿を作成し保存する。</li> <li>ガバメントクラウドにおいては、データの復元がなされないようにクラウド事業者において、NIST800-88等の公的ガイドに準拠したプロセスに従って確実にデータ消去する。</li> </ul>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)	
1. 特定個人情報ファイル名	
2. 本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、住民記録システムへの情報の更新の際に、届出書等の窓口において、届出書や本人確認書類の確認等を厳格に行い、対象者以外の情報の入手防止に努める。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて住民記録システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。</li> <li>正当な利用目的以外の目的に情報を入手することを防止するために、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組合せ、氏名と生年月日の組合せ)の指定を必須とする。</li> </ul>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を住民記録システムに限定する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	本人確認書類(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カード(通知カード、個人番号が記載された住民票の写し、転出証明書等)の提示を受け、個人番号の真正性確認を行う。</li> <li>出生等により新たに個人番号が指定される場合や転入の際に個人番号カードの提示がない場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。</li> <li>また、取得した個人番号が変更されていないか確認を行う。</li> </ul>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人確認情報の入力・削除・訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力・削除・訂正を行った者以外の者が確認する等、必ず入力・削除・訂正した内容を確認する。</li> <li>入力・削除・訂正作業に用いた帳票等は、本市で定める規定に基づいて管理・保管する。</li> <li>本人確認情報に誤りがあった際に訂正を行う場合には、情報管理責任者の許可を得て行うこととする。また、訂正した内容については、その記録を残し、法令等により定められる期間保管する。</li> </ul>
その他の措置の内容	システムでは対応できない事象が発生した際に、本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて本人確認情報の入力・削除・訂正が行われていることを定期的に確認する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>機構が作成・配布する市町村CSの専用アプリケーションを用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。</li> <li>操作者の認証を行う。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	市町村CSと宛名システム等との間の接続は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	市町村CSへのアクセスは住基ネットGWサーバーに限定しており、また、住基ネットGWサーバーと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CS上には住基ネットの管理及び運用に必要なソフトウェア以外動作させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないように、ハブの保管場所を施錠管理している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	住基ネットを利用する必要がある職員等を特定し、生体認証による操作者認証を行っている。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①認証設定管理 ・個人ごとにアクセス権限の対応表を作成する。 ・個人ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみで良いかを確認し、担当業務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないこととしている。 ・申請に対して、セキュリティ責任者が対応表を確認承認の上依頼し、セキュリティ管理者がアクセス権限を付与する。 ②失効管理 ・権限を有していた職員等の異動退職情報をセキュリティ責任者が確認し、異動退職があった場合は、アクセス権限の異動をセキュリティ管理者に依頼し、当該認証を失効させる。
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者の権限等に応じたアクセス権限を設定するように管理している。 ・不正アクセスを分析するため、市町村CS及び統合端末においてアプリケーションの操作履歴を取得・保管している。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴については、定期的に施錠保管する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・委託先等の従業者については、当該事項について誓約書の提供を求める。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・システム上で、管理権限を与えられた者以外は、情報の複製ができない仕組みとする。 ・ファイルの複製はバックアップのみ許可し、作業は複数で行う相互牽制の体制で実施する。 ・外部媒体へのデータの書き出しは、申請を認めた場合のみ許可する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクリーンセーバ等を利用し、長時間にわたり本人確認情報を表示しない。</li> <li>・統合端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に設置する。</li> <li>・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲とする。</li> <li>・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の許可を必要とする。</li> </ul>	



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託業者を選定する際、委託先の情報保護管理体制をチェックシートにより確認する。チェック項目の概要は以下のとおり。 ・ISMS、プライバシーマーク等認証の取得状況 ・個人情報保護に関する規程、体制の整備状況 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	委託契約書に以下の規定を設ける。 ・アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に限定すること。 ・従業員に付与するアクセス権限を必要最小限に限定すること。 ・アクセス者数と付与するアクセス権限を報告すること。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。また、報告内容を検証し、必要があれば、職員が現地調査を実施する。	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託業者は他者への特定個人情報の提供は認められず、その旨、契約書にも明記している。また、委託契約の報告条項に基づき、特定個人情報の取扱いについて書面で報告させる。必要があれば、職員が現地調査を実施する。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託業者に特定個人情報を提供する際、日付・枚数を記録した受領管理簿に確認印を押印してもらい、当市管理者が確認する。委託業者から受領する場合も同様とする。記録は7年間保存する。	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定 ・保管期間を過ぎた特定個人情報を、システムにて自動判定し消去すること。 ・紙媒体は、保管期間ごとに分類して保管し、保管期間を過ぎているものについては、外部業者にて溶解処理を行い、報告すること。 ・電子記録媒体か紙媒体かを問わず、廃棄の際は廃棄履歴管理簿を作成し保管すること。 ・特定個人情報と同様に、保管期間を過ぎたバックアップデータは、システムにて自動判定し消去すること。  委託契約の報告条項に基づき、四半期に一度、取扱いについて報告を受ける。また、必要があれば、職員が現地調査し、適正に運用されているか確認する。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の照会・更新従事者の制限 ・特定個人情報提供の禁止 ・情報漏洩を防止するための保管管理に責任を負う ・情報が不要になった時、又は要請があった時は、情報の返却又は消去などの必要な措置を講じる ・特定個人情報の取扱いについて四半期に一度検証した上でその報告をする ・必要に応じて、当市が委託先の現地調査を実施することができる ・再委託の原則禁止	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託先において特定個人情報ファイルの管理状況の検査を年4回実施し、書面にて本市に報告する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報（個人番号・4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転記録（提供日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年間保存する。なお、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を保管する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法及び住基法に基づき認められている特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを記載したマニュアルを整備し、マニュアルにしたがって特定個人情報の提供・移転を行う。</li> <li>・また、個人情報保護の研修（年1回）を実施し、理解度チェックを行い、マニュアルを理解しているか確認する。</li> </ul>	
その他の措置の内容	「サーバー室への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限している。 媒体を用いて情報連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力の際に職員の立会いを必要とする。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	市町村CSと都道府県サーバー（相手先）の間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上で担保されている。 また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築し、媒体による情報の受渡し時は職員の立会いの下で行い、受渡し簿等に受渡しの記録を残す。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保されている。</li> <li>・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 市町村CSと都道府県サーバー（相手先）の間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供・移転はなされないことがシステム上で担保されている。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報 が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人を特定できるように入退室用IDカードを貸与し、入退室管理システムでサーバー設置場所の入退室管理を行っている。</li> <li>サーバー設置場所、記録媒体の保管場所は、専用の部屋で施錠管理している。</li> <li>監視設備として監視カメラを設置している。</li> </ul>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>不正プログラム対策 コンピュータウイルス監視ソフトを導入し、サーバー・端末のウイルスチェックを実施している。また、新種の不正プログラムに対応するため、ウイルスパターンファイルを定期的に更新している。 本人確認情報の管理について定めた規定に基づき、コンピュータウイルス等への対策を行う場合の手順書等を整備している。また、同規定に基づき、オペレーション管理に係る手順書等を整備し、当該手順に従って、情報セキュリティに関連する情報を入手し、機器の情報セキュリティに関する設定内容が適切であるか確認している。 また、ウィルスメール/スパムメール対策のシステムを導入している。</li> <li>不正アクセス対策 不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。</li> </ul>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住民基本台帳法施行令第34条第1項(保存)に定める期間(150年間)保管する。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	住民記録システムとの整合性チェック処理を定期的実施し、保存する本人確認情報が最新であるか確認することによって担保されている。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム上、住民基本台帳法施行令第34条第1項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する。</li> <li>・磁気ディスク廃棄時は、手順書等に基づき、内容の消去・破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット・物理的粉碎等を行い、内容を読み出すことができないようにする。</li> <li>・帳票については、手順書等に基づき、帳票管理簿を作成し、受渡し・保管及び廃棄の運用が適切に行われていることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃棄時には、職員立会いの下で裁断・溶解処理等を行うとともに、帳票管理簿にその記録を残す。</li> </ul>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)	
1. 特定個人情報ファイル名	
3. 送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	送付先情報の入手元は住民記録システムに限定されるため、住民記録システムへの情報の更新の際に、届出書等の窓口において、届出書や本人確認書類の確認等を厳格に行い、対象者以外の情報の入手防止に努める。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて住民記録システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的に情報を入手することを防止するために、送付先情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組合せ、氏名と生年月日の組合せ)の指定を必須とする。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	送付先情報の入手元を住民記録システムに限定する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	送付先情報の入手元である住民記録システムへの情報の登録の際、窓口において、本人確認書類(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号の生成元である機構が設置・管理する全国サーバーから住民票コードに対応する個人番号を適切に取得できることを、システムにより担保する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	住民記録システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。 なお、送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不要となる)ため、一定期間経過後に市町村CSから自動的に削除する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配布する市町村CSの専用アプリケーションを用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・操作者の認証を行う。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	市町村CSと宛名システム等との間の接続は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	市町村CSへのアクセスは住基ネットGWサーバーに限定しており、また、住基ネットGWサーバーと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CS上には住基ネットの管理及び運用に必要なソフトウェア以外動作させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないように、ハブの保管場所を施錠管理している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	住基ネットを利用する必要がある職員等を特定し、生体認証による操作者認証を行っている。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	①認証設定管理 ・個人ごとにアクセス権限の対応表を作成する。 ・個人ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみで良いかを確認し、担当業務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないこととしている。 ・申請に対して、セキュリティ責任者が対応表を確認承認の上依頼し、セキュリティ管理者がアクセス権限を付与する。 ②失効管理 ・権限を有していた職員等の異動退職情報をセキュリティ責任者が確認し、異動退職があった場合は、アクセス権限の異動をセキュリティ管理者に依頼し、当該認証を失効させる。
アクセス権限の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者の権限等に応じたアクセス権限を設定するように管理している。 ・不正アクセスを分析するため、市町村CS及び統合端末においてアプリケーションの操作履歴を取得・保管している。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]      <選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	・送付先情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・バックアップされた操作履歴については、定期的に施錠保管する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・委託先等の従業者については、当該事項について誓約書の提供を求める。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・システム上で、管理権限を与えられた者以外は、情報の複製ができない仕組みとする。 ・ファイルの複製はバックアップのみ許可し、作業は複数で行う相互牽制の体制で実施する。 ・外部媒体へのデータの書き出しは、申請を認めた場合のみ許可する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクリーンセーバ等を利用し、長時間にわたり本人確認情報を表示しない。</li> <li>・統合端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に設置する。</li> <li>・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲とする。</li> <li>・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の許可を必要とする。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託業者を選定する際、委託先の情報保護管理体制をチェックシートにより確認する。チェック項目の概要は以下のとおり。 ・ISMS、プライバシーマーク等認証の取得状況 ・個人情報保護に関する規程、体制の整備状況 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している                      2) 制限していない
具体的な制限方法	委託契約書に以下の規定を設ける。 ・アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に限定すること。 ・従業員に付与するアクセス権限を必要最小限に限定すること。 ・アクセス者数と付与するアクセス権限を報告すること。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している                      2) 記録を残していない
具体的な方法	・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。また、報告内容を検証し、必要があれば、職員が現地調査を実施する。	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                              2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託業者は他者への特定個人情報の提供は認められず、その旨、契約書にも明記している。また、委託契約の報告条項に基づき、特定個人情報の取扱いについて書面で報告させる。必要があれば、職員が現地調査を実施する。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託業者に特定個人情報を提供する際、日付・枚数を記録した受領管理簿に確認印を押印してもらい、当市管理者が確認する。委託業者から受領する場合も同様とする。記録は7年間保存する。	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                              2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定 ・保管期間を過ぎた特定個人情報を、システムにて自動判定し消去すること。 ・紙媒体は、保管期間ごとに分類して保管し、保管期間を過ぎているものについては、外部業者にて溶解処理を行い、報告すること。 ・電子記録媒体か紙媒体かを問わず、廃棄の際は廃棄履歴管理簿を作成し保管すること。 ・特定個人情報と同様に、保管期間を過ぎたバックアップデータは、システムにて自動判定し消去すること。  委託契約の報告条項に基づき、四半期に一度、取扱いについて報告を受ける。また、必要があれば、職員が現地調査し、適正に運用されているか確認する。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                              2) 定めていない
規定の内容	・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の照会・更新従事者の制限 ・特定個人情報提供の禁止 ・情報漏洩を防止するための保管管理に責任を負う ・情報が不要になった時、又は要請があった時は、情報の返却又は消去などの必要な措置を講じる ・特定個人情報の取扱いについて四半期に一度検証した上でその報告をする ・必要に応じて、当市が委託先の現地調査を実施することができる ・再委託の原則禁止	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法	委託先において特定個人情報ファイルの管理状況の検査を年4回実施し、書面にて本市に報告する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		



5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報（個人番号・4情報等）の提供を行う際に、提供記録（提供日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年間保存する。なお、提供に係る処理を行ったものの提供が認められなかった場合についても記録を保管する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・番号法及び住基法に基づき認められている特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを記載したマニュアルを整備し、マニュアルにしたがって特定個人情報の提供を行う。 ・また、個人情報保護の研修（年1回）を実施し、理解度チェックを行い、マニュアルを理解しているか確認する。	
その他の措置の内容	「サーバー室への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限している。 媒体を用いて情報連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力の際に職員の立会いを必要とする。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	市町村CSと個人番号カード管理システム（相手先）の間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供・移転はなされないことがシステム上で担保されている。 また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築し、媒体による情報の受渡し時は職員の立会いの下で行い、受渡し簿等に受渡しの記録を残す。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、住民記録システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムへ提供することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 市町村CSと個人番号カード管理システム（相手先）の間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供・移転はなされないことがシステム上で担保される。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報 が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人を特定できるように入退室用IDカードを貸与し、入退室管理システムでサーバー設置場所の入退室管理を行っている。</li> <li>サーバー設置場所、記録媒体の保管場所は、専用の部屋で施錠管理している。</li> <li>監視設備として監視カメラを設置している。</li> </ul>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>不正プログラム対策 コンピュータウイルス監視ソフトを導入し、サーバー・端末のウイルスチェックを実施している。また、新種の不正プログラムに対応するため、ウイルスパターンファイルを定期的に更新している。 本人確認情報の管理について定めた規定に基づき、コンピュータウイルス等への対策を行う場合の手順書等を整備している。また、同規定に基づき、オペレーション管理に係る手順書等を整備し、当該手順に従って、情報セキュリティに関連する情報を入手し、機器の情報セキュリティに関する設定内容が適切であるか確認している。 また、ウィルスメール/スパムメール対策のシステムを導入している。</li> <li>不正アクセス対策 不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。</li> </ul>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号	[ 保管していない ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	送付先情報ファイルは、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成・連携することとしており、システム上、連携後速やかに削除する。 また、媒体を用いて連携する場合は、当該媒体連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しないため、送付先情報ファイルにおいて、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	手順の内容	・システム上、保管期間を経過した送付先情報を一括して消去する。

その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>【徳島市における措置】 評価書の記載内容通りの運用ができていないか、担当部署において自己点検チェックを年に1回実施し、運用状況を確認する。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。</p>
②監査	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>【徳島市における措置】 組織内に設置した監査担当により、以下の観点で自己監査を年に1回実施し、監査の結果を踏まえ、体制や規定を改善する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価書記載事項と運用実態のチェック</li> <li>・個人情報保護に関する規定及び体制整備</li> <li>・個人情報保護に関する人的安全管理措置</li> <li>・職員の役割及び責任の明確化、安全管理措置の周知及び教育</li> <li>・個人情報保護に関する技術的安全管理措置</li> </ul> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。</p> <p>【ガバメントクラウドにおける措置】 ガバメントクラウドはISMAPのリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしている。ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p>【徳島市における措置】 ①関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員を含む。)に対しては、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、研修台帳に記録を残す。 ②委託業者に対しては、契約内容に必要な知識や技術の習得に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結する。 ③違反行為を行った関係職員に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては刑罰の対象となりうる。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を実施する。</p>
3. その他のリスク対策	
<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、高い技術力を有する運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>【ガバメントクラウドにおける措置】 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

<b>V 開示請求、問合せ</b>	
<b>1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
①請求先	徳島市総務部総務課情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152  徳島市市民文化部住民課住民記録係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5134
②請求方法	徳島市個人情報保護条例に基づき、指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	請求方法、指定様式等については、徳島市ホームページ上で分かりやすく表示する。
③手数料等	[ 無料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: ただし、保有個人情報の写しの交付については、写しの作成及び送付に要する費用が必要)
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	住民記録情報ファイル(住民基本台帳事務)
公表場所	徳島市本庁舎10階 情報公開総合窓口
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
<b>2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
①連絡先	徳島市市民文化部住民課住民記録係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5134
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏洩等に関する問い合わせについては、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を定めている。

<b>VI 評価実施手続</b>	
<b>1. 基礎項目評価</b>	
①実施日	令和5年12月18日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
<b>2. 国民・住民等からの意見の聴取</b>	
①方法	徳島市ホームページにおいて意見の募集を掲載し、電子メール又は書面にて意見を受け付けた。
②実施日・期間	令和6年1月11日から2月9日までの30日間
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	特になし
⑤評価書への反映	—
<b>3. 第三者点検</b>	
①実施日	令和6年2月7日及び2月29日(2回)
②方法	徳島市個人情報保護条例により設置された、徳島市情報公開・個人情報保護審査会による審査
③結果	住民基本台帳関係事務に係る特定個人情報保護評価について、特段の問題は認められない。
<b>4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】</b>	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月4日	公表日	公表日 平成27年2月2日	公表日 平成28年3月4日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年3月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項1 住民異動届入力事務代行	委託事項1 個人番号カード交付等支援業務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年3月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	【提供先1 徳島市教育委員会 学校教育課】 番号法第19条第9号 ①②③④⑤⑥⑦⑧徳島市条例記載予定 以下、条例部分について同じ	【提供先1 徳島市教育委員会 学校教育課】 番号法第19条第9号 徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下「条例」という。)第2条第1項 別表第1①11の項、②12の項、③13の項、④14の項、⑤15の項、⑥16の項、⑦17の項 以下、条例部分について同じ	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年3月4日	III 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用	・委託先等の従業者については、当該事項について誓約書の提出を求める。	・委託先等の従業者については、当該事項について誓約書の提出を求める。ただし、情報記録物管理業務については、特定個人情報の保管運搬業務であり、特定個人情報を使用しないことから、誓約書の提供は求めない。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年7月1日	公表日	公表日 平成28年3月4日	公表日 平成28年7月1日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年7月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署	②所属長 住民課長 久保英夫	②所属長 住民課長 大久保達人	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年7月1日	I 基本情報 (別紙)法令上の根拠	117の項 年金生活者支援給付金の支給に関する法律 120の項 難病の患者に対する医療等に関する法律	119の項 難病の患者に対する医療等に関する法律	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 住民記録情報ファイル 2. 基本情報	⑤保有開始日 平成27年6月予定	⑤保有開始日 平成27年7月21日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 住民記録情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用	⑨使用開始日 平成27年10月1日	⑨使用開始日 平成27年10月5日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 住民記録情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)	提供先1 ①法令上の根拠 別表第1①11の項、②12の項、③13の項、④14の項、⑤15の項、⑥16の項、⑦17の項 ②提供先における用途 ③市立幼稚園における一時預かり事業に関する事務 ④奨学金貸付に関する事務 以下、⑤⑥⑦ ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ③市立幼稚園における一時預かり事業関係対象者 ④経済的理由により大学への就学困難な関係対象者 以下、⑤⑥⑦	提供先1 ①法令上の根拠 別表第1①7の項、②8の項、③9の項、④10の項、⑤11の項、⑥12の項 ②提供先における用途 ③奨学金貸付に関する事務 以下、④⑤⑥ ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ③経済的理由により大学への就学困難な関係対象者 以下、④⑤⑥	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 住民記録情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)	移転先2 ①法令上の根拠 別表第1①1の項、②5の項 ②移転先における用途 ①子育て短期支援事業に関する事務 ②乳幼児等医療費の助成に関する事務 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ①子育て短期支援事業に関する事務 ②乳幼児等医療費の助成に関する事務	移転先2 ①法令上の根拠 ③94の項 子ども・子育て支援法 別表第1省令第68条 別表第1①1の項 ②移転先における用途 ③子育て短期支援事業に関する事務 ①乳幼児等医療費の助成に関する事務 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ③子育て短期支援事業に関する事務 ①乳幼児等医療費の助成に関する事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 住民記録情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)	移転先3 ①法令上の根拠 別表第1①6の項	移転先3 ①法令上の根拠 別表第1①2の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 住民記録情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)	移転先4 ①法令上の根拠 別表第1①8の項 ②移転先における用途 ①(略)地方税法の規程によっては	移転先4 ①法令上の根拠 別表第1①4の項 ②移転先における用途 ①(略)地方税法の規定によっては	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 住民記録情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)	移転先5 ①法令上の根拠 別表第1①10の項	移転先5 ①法令上の根拠 別表第1①6の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 住民記録情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)	移転先6 ①法令上の根拠 ②94の項 子ども・子育て支援法 別表第1①2の項、②7の項 ②移転先における用途 ①保育所における保育の実施に関する事務 ②市特定教育・保育施設の保育料に関する事務 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ①保育所における保育の実施関係対象者 ②市特定教育・保育施設の保育料関係対象者	移転先6 ①法令上の根拠 ②94の項 子ども・子育て支援法 別表第1省令第68条 別表第1①3の項 ②移転先における用途 ①市特定教育・保育施設の保育料に関する事務 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ①市特定教育・保育施設の保育料関係対象者	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 住民記録情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)	移転先8 ②移転先における用途 ②(略)健康審査 ④(略)居住生活支援事業 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ②(略)健康審査	移転先8 ②移転先における用途 ②(略)健康診査 ④(略)居宅生活支援事業 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ②(略)健康診査	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 住民記録情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)	移転先9 ①法令上の根拠 ②(略)及び永住帰国後の自立支援に関する法律 別表第1①9の項	移転先9 ①法令上の根拠 ②(略)並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 別表第1①5の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年7月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 住民記録情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)	移転先11 ①法令上の根拠 ②20の項 戦傷病者遺族等救護法 ④42の項 戦傷病者特別救護法	移転先11 ①法令上の根拠 ②20の項 戦傷病者戦没者遺族等援護法 ④42の項 戦傷病者特別援護法	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年7月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 住民記録情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)	移転先12 ①法令上の根拠 ①19の項 別表第1省令第18条	移転先12 ①法令上の根拠 ①19の項 公営住宅法 別表第1省令第18条	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年7月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 住民記録情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)	提供先55 厚生労働大臣	(削除)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年7月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 住民記録情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)	提供先56 都道府県知事 提供先57 スポーツ振興課 提供先58 徳島市立高校事務局 ①法令上の根拠 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律	提供先55 都道府県知事 提供先56 スポーツ振興課 提供先57 徳島市立高校事務局 ①法令上の根拠 高等学校等就学支援金の支給に関する法律	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年7月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 本人確認情報ファイル 2. 基本情報	⑤保有開始日 平成27年6月予定	⑤保有開始日 平成27年7月21日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年7月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用	⑨使用開始日 平成27年6月1日	⑨使用開始日 平成27年7月21日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年7月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 送付先情報ファイル 2. 基本情報	⑤保有開始日 平成27年10月予定	⑤保有開始日 平成27年10月5日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年7月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)	提供先1 ①法令上の根拠 総務省令に記載予定	提供先1 ①法令上の根拠 通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	公表日	平成28年7月1日	平成28年9月23日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第7号 別表第2(別表第2における情報提供の根拠) 別紙のとおり(別表第2における情報照会の根拠) なし	番号法 第19条第7号 別表第2(別表第2における情報提供の根拠) 別紙のとおり(別表第2における情報照会の根拠) なし 番号法 第19条第14号	事後	法律を適正に記載したものであり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	I 基本情報 (別紙)法令上の根拠	記載なし	別表第2省令第22条の2	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	I 基本情報 (別紙)法令上の根拠	記載なし	別表第2省令第26条の3	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	I 基本情報 (別紙)法令上の根拠	記載なし	74の項 児童手当法 別表第2省令第40条	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	I 基本情報 (別紙)法令上の根拠	記載なし	別表第2省令第43条の3	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	I 基本情報 (別紙)法令上の根拠	記載なし	85の2の項 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 別表第2省令第43条の4	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	I 基本情報 (別紙)法令上の根拠	記載なし	別表第2省令第44条の2	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	I 基本情報 (別紙)法令上の根拠	記載なし	別表第2省令第49条の2	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	I 基本情報 (別紙)法令上の根拠	119の項	別表第2省令第59条の2	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	I 基本情報 (別紙)法令上の根拠	記載なし	117の項 年金生活者支援給付金の支給に関する法律	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	I 基本情報 (別紙)法令上の根拠	119の項 難病の患者に対する医療等に関する法律	120の項 難病の患者に対する医療等に関する法律 別表第2省令第59条の3	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先19	記載なし	別表第2省令第22条の2	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月23日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先25	記載なし	別表第2省令第26条の3	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先35と36の間	記載なし	提供先36(新番号)のとおり	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先38	記載なし	提供先39(新番号) 別表第2省令第43条の3	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先38と39の間	記載なし	提供先40(新番号)のとおり	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先40	記載なし	提供先42(新番号) 別表第2省令第44条の2	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先44	記載なし	提供先46(新番号) 別表第2省令第49条の2	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先54	記載なし	提供先56(新番号) 別表第2省令第59条の2	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先54と55の間	記載なし	提供先57(新番号)のとおり	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先55	番号法第19条第7号 別表第2の119の項 難病の患者に対する医療等に関する法律	提供先58(新番号) 番号法第19条第7号 別表第2の120の項 難病の患者に対する医療等に関する法律 別表第2省令第59条の3	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	記載なし	提供先61(新番号)のとおり	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先1～57	提供先1～61	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1	①国民健康保険 保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	①国民健康保険 保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	公表日	公表日 平成28年9月23日	公表日 平成29年7月7日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	Ⅰ. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	[ ]その他( )	[ <input type="radio"/> ]その他(証明書コンビニ交付システム)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	Ⅰ. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7	記載なし	①システムの名称 証明書コンビニ交付システム ②システムの機能 1. コンビニ交付機能 キオスク端末からの要求に応じて証明書データを送信する。 ③他のシステムとの接続 [ <input type="radio"/> ]その他(証明書自動交付機システム)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	Ⅰ. 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第14号	番号法 第19条第8号	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	Ⅰ 基本情報 (別紙)法令上の根拠	記載なし	別表第2省令第22条の3	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	Ⅰ 基本情報 (別紙)法令上の根拠	別表第2省令第22条の2	別表第2省令第22条の4	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	Ⅰ 基本情報 (別紙)法令上の根拠	記載なし	別表第2省令第24条の2	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	Ⅰ 基本情報 (別紙)法令上の根拠	記載なし	別表第2省令第24条の3	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	Ⅰ 基本情報 (別紙)法令上の根拠	記載なし	別表第2省令第31条の2	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	Ⅰ 基本情報 (別紙)法令上の根拠	記載なし	別表第2省令第31条の3	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	Ⅰ 基本情報 (別添1)事務の内容	証明書コンビニ交付システムが表示されていない図	証明書コンビニ交付システムが表示されている図	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月7日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託の有無※	( 4)件	( 5)件	事後	情報連携事務の本格運用開始に伴い業務委託を行うため
平成29年7月7日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3	証明書自動交付機システムの運用支援に係わる業務	証明書自動交付機システム及び証明書コンビニ交付システムの運用支援に係わる業務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	証明書自動交付機システムの運用支援業務	証明書自動交付機システム及び証明書コンビニ交付システムの運用支援業務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	証明書自動交付機システムの運用支援業務は、当該システムのデータベースが徳島市に在住する住民(削除者を含む)を対象としているため、委託先に提供する必要があります。	証明書自動交付機システム及び証明書自動交付機システムの運用支援業務は、当該システムのデータベースが徳島市に在住する住民(削除者を含む)を対象としているため、委託先に提供する必要があります。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 [○]その他	証明書自動交付機システムの運用支援業務に必要な範囲で、システムを通して特定個人情報ファイルにアクセスする。	証明書自動交付機システム及び証明書自動交付機システムの運用支援業務に必要な範囲で、システムを通して特定個人情報ファイルにアクセスする。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3 再委託 ⑦再委託の有無	再委託する	再委託しない	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため
平成29年7月7日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3 再委託 ⑧再委託の許諾方法	再委託先である連結子会社のシステム部門等の会社名・所在地・業務内容・従業者・セキュリティ対策等を明記した業務仕様書の承認により再委託を承諾する。	(削除)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3 再委託 ⑨再委託事項	証明書自動交付機システムの運用支援業務	(削除)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	記載なし	委託事項5 番号連携システムの運用支援に関わる業務	事後	情報連携事務の本格運用開始に伴い業務委託を行うため
平成29年7月7日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先13	別表第2省令第15条	(削除)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先18	記載なし	別表第2省令第22条の3	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先19	別表第2省令第22条の2	別表第2省令第22条の4	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月7日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先22	記載なし	別表第2省令第24条の2	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先23	記載なし	別表第2省令第24条の3	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先29	記載なし	別表第2省令第31条の2	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先30	記載なし	別表第2省令第31条の3	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 2. 本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 再委託	⑦[再委託する]	⑦[再委託しない]	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため
平成29年7月7日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 2. 本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 再委託	⑧再委託の許諾方法 再委託先である連結子会社のシステム部門等の会社名・所在地・業務内容・従業者・セキュリティ対策等を明記した業務仕様書の承認により再委託を承諾する。 ⑨再委託事項 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システムの運用支援業務	(削除)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 3. 送付先情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 再委託	⑦[再委託する]	⑦[再委託しない]	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため
平成29年7月7日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 3. 送付先情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 再委託	⑧再委託の許諾方法 再委託先である連結子会社のシステム部門等の会社名・所在地・業務内容・従業者・セキュリティ対策等を明記した業務仕様書の承認により再委託を承諾する。 ⑨再委託事項 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システムの運用支援業務	(削除)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク1 宛名システム等における措置の内容	個人ごとに割り当てているIDカードのアクセス権限を判定し、権限を有する者のみが特定個人情報関連画面を選択できるように制御を行っている。	個人ごとに割り当てているアクセス権限を判定し、権限を有する者のみが特定個人情報関連画面を選択できるように制御を行っている。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため
平成29年7月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	住民記録システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにIDカードを割り当てるとともに、IDとパスワード及びPINコードによる認証を行っている。	住民記録システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにユーザIDとパスワードによる認証及び生体認証による認証を行っている。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため
平成29年7月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・共用IDカードは発行せず、必ず個人に対してIDカードを発行する。 ・ユーザIDやアクセス権をセキュリティ責任者が定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDカードを返却するとともに、セキュリティ管理者に依頼し、ID及びアクセス権を変更又は削除する。	ユーザIDやアクセス権をセキュリティ責任者が定期的に確認し、業務上アクセス権を変更する必要がある場合は、セキュリティ管理者に依頼し、ID及びアクセス権を変更又は削除する。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため
平成30年7月11日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署	②所属長 住民課長 大久保達人	②所属長の役職名 住民課長	事後	様式変更に伴う記載内容の変更であり、事前提出が求められる「重要な変更」に当たらないため。
平成30年7月11日	I 基本情報 (別紙)法令上の根拠	21の項 身体障害者福祉法 別表第2省令第15条	21の項 身体障害者福祉法	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成30年7月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無 ※	5件	6件	事後	委託内容に変更なく、受託業者を分けるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性 ⑥委託先名	①委託内容 ①番号制度の開始に伴う問い合わせ対応及び通知カード・個人番号カード送付・交付事務の支援業務を委託 ②住民異動繁忙期(3~4月)に住民異動届を住民記録システムを使用して入力を行う事務を委託 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性 ①通知カード・個人番号カードの送付~ ②住民異動届を~ ⑥委託先名 株式会社パソナ	①委託内容 番号制度の開始に伴う問い合わせ対応及び通知カード・個人番号カード送付・交付事務の支援業務を委託 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性 通知カード・個人番号カードの送付・交付事務は、徳島市に在住する住民(消除者を含む)を対象としているため、委託先に提供する必要があります。 ⑥委託先名 株式会社スタッフクリエイト	事後	委託内容に変更なく、受託業者を分けるため
平成30年7月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	記載なし	委託事項2 徳島市窓口支援業務 ①委託内容 住民異動繁忙期(3~4月)に住民異動届を住民記録システムを使用して入力を行う事務を委託 ②その妥当性 住民異動届を住民記録システムに~ ③委託先における取扱者数 10人未満 ④委託先への提供方法 その他 当該事務に必要な範囲で~ ⑥委託先名 ㈱エヌ・ティ・ティマーケティングアクト四国支店カスタマーソリューション事業推進部	事後	委託内容に変更なく、受託業者を分けるため
平成30年7月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	委託事項2 電子計算システムの維持運用業務	委託事項3 電子計算システムの維持運用業務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成30年7月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	委託事項3 証明書自動交付機システム及び証明書コンビニ交付システムの運用支援に関する業務 ①委託内容 証明書自動交付機システム及び証明書自動交付機システムの運用支援業務 ②その妥当性 証明書自動交付機システム及び証明書自動交付機システムの運用支援業務は~ ④委託先への提供方法 [○]その他(証明書自動交付機システム及び証明書自動交付機システムの運用支援業務に~	委託事項4 証明書自動交付機システム及び証明書コンビニ交付システムの運用支援に関する業務 ①委託内容 証明書自動交付機システム及び証明書コンビニ交付システムの運用支援業務 ②その妥当性 証明書自動交付機システム及び証明書コンビニ交付システムの運用支援業務は~ ④委託先への提供方法 [○]その他(証明書自動交付機システム及び証明書コンビニ交付システムの運用支援業務に~	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成30年7月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	委託事項4 情報記録物管理業務	委託事項5 情報記録物管理業務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成30年7月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6	委託事項5 番号連携システムの運用支援に無関係な業務	委託事項6 番号連携システムの運用支援に関する業務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成30年7月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 子育て支援課	②移転先における用途 ①乳幼児等医療費の助成に関する事務	②移転先における用途 ①子ども医療費の助成に関する事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成30年7月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5	移転先5 介護ながいき課 ①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第1①② 番号法第9条第2項~ ②移転先における用途 ①② ① ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ① ② ① ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度(1年間に約22,200回)、提供を求められたら都度(1年間に約270回)	移転先5 介護保険課 ①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第1① ②移転先における用途 ① ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ① ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度(1年間に約22,200回)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成30年7月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先14	記載なし	移転先14 高齢福祉課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和1年6月26日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	法務省 (入国管理局)	法務省	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和1年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	⑦[再委託する]	⑦[再委託しない]	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため
令和1年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 3. 送付先情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 再委託	⑧再委託の許諾方法 再委託先の会社名・所在地・業務内容・集配車両の管理方法・セキュリティ対策等を明記した業務仕様書の承認により再委託を承諾する。 ⑨再委託事項 電子記録媒体の集配業務	(削除)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和1年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 3. 送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている ( 58 )件 [○]移転を行っている ( 13 )件	[○]提供を行っている ( 61 )件 [○]移転を行っている ( 14 )件	事後	件数誤記による修正が必要なため
令和2年9月16日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能 2. 関連システム連携機能	証明書自動交付機システム、個人・法人管理システム(宛名システム)、住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム、番号連携システム、戸籍情報システム等に各システムで必要な住民記録情報を連携する。	証明書コンビニ交付システム、個人・法人管理システム(宛名システム)、住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム、番号連携システム、戸籍情報システム等に各システムで必要な住民記録情報を連携する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月16日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[○]その他（戸籍情報システム、証明書自動交付機システム、番号連携システム、社会保障関係システム）	[○]その他（戸籍情報システム、証明書コンビニ交付システム、番号連携システム、社会保障関係システム）	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ①システムの名称	証明書自動交付機システム	証明書コンビニ交付システム	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③システムの機能	1. 住民異動連携更新機能 住民記録システムで異動のあった住民票情報を受信し、証明書発行サーバーの住民票データベース（以下「住民票DB」という。）に更新する。 2. 住民票セットアップ機能 住民記録システムが保有する住民票情報を、証明書発行サーバーの住民票DBに一括登録する。 3. 証明書発行機能 証明書自動交付機の画面操作において、市民カードの暗証番号の認証を行い、住民票の写し等証明書を発行する。 4. 手数料収納機能 証明書交付に伴う手数料を徴収し、領収書を発行する。  (注)特定個人情報に関する機能のみ記載。	1. 住民異動連携更新機能 住民記録システムで異動のあった住民票情報を受信し、証明書発行サーバーの住民票データベース（以下「住民票DB」という。）に更新する。 2. 住民票セットアップ機能 住民記録システムが保有する住民票情報を、証明書発行サーバーの住民票DBに一括登録する。 3. コンビニ交付機能 キオスク端末からの要求に応じて証明書データを送信する。  (注)特定個人情報に関する機能のみ記載。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②他のシステムとの接続	[○]その他（証明書コンビニ交付システム）	削除	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能 7. 送付先情報通知	個人番号の通知に係る事務の委託先である機構において、住民に対して番号通知書類（通知カード・個人番号カード交付申請書（以下「交付申請書」という。）等）を送付するため、住民記録システム等から送付先情報を受信し、当該情報を、機構が設置管理する個人番号カード管理システムに通知する。	個人番号の通知に係る事務の委託先である機構において、住民に対して番号通知書類（個人番号通知書・個人番号カード交付申請書（以下「交付申請書」という。）等）を送付するため、住民記録システム等から送付先情報を受信し、当該情報を、機構が設置管理する個人番号カード管理システムに通知する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ①システムの名称	証明書コンビニ交付システム	削除	事後	自動交付機システムの運用終了に伴い、システム3欄に内容を統合したため
令和2年9月16日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能	1. コンビニ交付機能 キオスク端末からの要求に応じて証明書データを送信する。	削除	事後	自動交付機システムの運用終了に伴い、システム4欄に内容を統合したため
令和2年9月16日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ③他のシステムとの接続	[○]その他（証明書コンビニ交付システム）	削除	事後	自動交付機システムの運用終了に伴い、システム5欄に内容を統合したため
令和2年9月16日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性 3. 送付先情報ファイル	市町村長が個人番号を指定した際は、通知カードの形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている。通知カードによる個人番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化の観点から、機構に委任することを予定しているため、機構に通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供する。	市町村長が個人番号を指定した際は、個人番号通知書の形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている。個人番号通知書による個人番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化の観点から、機構に委任することを予定しているため、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	(別添1)事務の内容 1. 住民記録情報ファイルを取り扱う事務内容	①転入届・個人番号カード又は転出証明書及び通知カード ①通知カード作成情報通知 ②通知カード等送付  (備考) 1. ②出生届の場合は、本籍地市町村等から住基法9条2項通知を受領し、住民基本台帳に登録する。新規となるため、住民票コード及び個人番号を住民記録DBに登録し、通知カード作成情報を機構に通知し、機構は通知カード等を住民に送付する。	①転入届・個人番号カード又は転出証明書 ①個人番号通知書作成情報通知 ②個人番号通知書等送付  (備考) 1. ②出生届の場合は、本籍地市町村等から住基法9条2項通知を受領し、住民基本台帳に登録する。新規となるため、住民票コード及び個人番号を住民記録DBに登録し、個人番号通知書作成情報を機構に通知し、機構は個人番号通知書ド等を住民に送付する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	(別添1)事務の内容 2. 住民記録情報ファイルを取り扱う事務内容(続き)	証明書自動交付機システム	削除	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月16日	(別添1)事務の内容 3. 住民記録情報ファイルを取り扱う事務内容(続き) (備考)5. ①	証明書自動交付機システムに住民票情報を送信する。	証明書コンビニ交付システムに住民票情報を送信する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法※ 3. 個人番号に関する事務	①出生等の住民に対し、住民票コード・個人番号を住民記録DBに登録し、通知カード等を送付する。	①出生等の住民に対し、住民票コード・個人番号を住民記録DBに登録し、個人番号通知書等を送付する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	番号制度に関する問い合わせ対応及び通知カード・個人番号カード送付・交付事務の支援業務を委託	番号制度に関する問い合わせ対応及び個人番号通知書・個人番号カード送付・交付事務の支援業務を委託	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	通知カード・個人番号カードの送付・交付事務は、徳島市に在住する住民(消除者を含む)を対象としているため、委託先に提供する必要があります。	個人番号通知書・個人番号カードの送付・交付事務は、徳島市に在住する住民(消除者を含む)を対象としているため、委託先に提供する必要があります。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	㈱エヌ・ティ・ティマーケティングアクト四国支店 カスタマーソリューション事業推進部	株式会社徳島データサービス	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	証明書自動交付機システム及び証明書コンビニ交付システムの運用支援に係わる業務	証明書コンビニ交付システムの運用支援に係わる業務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	証明書自動交付機システム及び証明書コンビニ交付システムの運用支援業務	証明書コンビニ交付システムの運用支援業務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	証明書自動交付機システム及び証明書コンビニ交付システムの運用支援業務は、当該システムのデータベースが徳島市に在住する住民(消除者を含む)を対象としているため、委託先に提供する必要があります。	証明書コンビニ交付システムの運用支援業務は、当該システムのデータベースが徳島市に在住する住民(消除者を含む)を対象としているため、委託先に提供する必要があります。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]その他(証明書自動交付機システム及び証明書コンビニ交付システムの運用支援業務に必要な範囲で、システムを通して特定個人情報ファイルにアクセスする。)	[○]その他(証明書コンビニ交付システムの運用支援業務に必要な範囲で、システムを通して特定個人情報ファイルにアクセスする。)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(61)件	[○]提供を行っている(62)件	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先62	記載なし	【提供先62】 都道府県知事又は保健所を設置する市の長 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2の97の項 別表第2省令第49条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ②提供先における用途 費用の負担または療養費の支給に関する事務 ③提供する情報 住民票関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 [ 10万人以上100万人未満 ] ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 当該条例事務関係対象者 ⑥提供方法 [○]情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 (2)保管期間 その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、平成14年6月1日総務省告示第334号(第6-8(1)市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間(5年間)保管する。	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)保管する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号付番対象者全員に送付する必要があるため。 また、同法第17条第2項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要があるため。	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。また、通知カード所持者にとっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[○]その他(通知カード及び交付申請書の送付先情報)	[○]その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号、4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要があるため ・その他 機構に対し、法令に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要があるため	・個人番号、5情報(氏名、性別、生年月日、住所)、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要があるため ・その他 機構に対し、法令に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要があるため	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報を一括で入手(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手)	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	送付先情報の入手が必要となる通知カード及び交付申請書等の印刷及び通知に係る事務は法令に明示されている。	送付先情報の入手が必要となる個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び通知に係る事務は法令に明示されている。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	通知カード及び交付申請書等の印刷及び通知並びに個人番号カードの発行に係る事務を法令に基づき委託する機構に提供する。	個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び通知並びに個人番号カードの発行に係る事務を法令に基づき委託する機構に提供する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	・住民記録システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び通知に係る事務を法令に基づき委託する機構に対し提供する(住民記録システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	・住民記録システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び通知に係る事務を法令に基づき委託する機構に対し提供する(住民記録システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	番号法に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供に関する省令第36条	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	市町村から法令に基づき委任を受け、通知カード及び交付申請書等を印刷し、送付する。	市町村から法令に基づき委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書等を印刷し、送付する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑦時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報を一括して提供する。以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	(別添2)特定個人情報記録項目 1. 住民基本情報ファイル	No196 【項目種別】 自動交付機連携管理項目 【項目名】 自動交付機管理番号	削除	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	(別添2)特定個人情報記録項目 1. 住民基本情報ファイル	No197 【項目種別】 自動交付機連携管理項目	No196 【項目種別】 コンビニ交付連携管理項目	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	(別添2)特定個人情報記録項目 1. 住民基本情報ファイル	No198 【項目種別】 自動交付機連携管理項目 【項目名】 自動交付機データ種別	No197 【項目種別】 コンビニ交付連携管理項目 【項目名】 データ種別	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	(別添2)特定個人情報記録項目 1. 住民基本情報ファイル	No199 【項目種別】 自動交付機連携管理項目	No198 【項目種別】 コンビニ交付連携管理項目	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	(別添2)特定個人情報記録項目 1. 住民基本情報ファイル	No200 【項目種別】 自動交付機連携管理項目	No199 【項目種別】 コンビニ交付連携管理項目	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月16日	(別添2)特定個人情報記録項目 1. 住民基本情報ファイル	No201 【項目種別】 自動交付機連携管理項目	No200 【項目種別】 コンビニ交付連携管理項目	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	(別添2)特定個人情報記録項目 1. 住民基本情報ファイル	No202 【項目種別】 自動交付機連携管理項目	No201 【項目種別】 コンビニ交付連携管理項目	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	(別添2)特定個人情報記録項目 1. 住民基本情報ファイル	No203 【項目種別】 自動交付機連携管理項目	No202 【項目種別】 コンビニ交付連携管理項目	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	(別添2)特定個人情報記録項目 1. 住民基本情報ファイル	No204 【項目種別】 自動交付機連携管理項目	No203 【項目種別】 コンビニ交付連携管理項目	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	(別添2)特定個人情報記録項目 1. 住民基本情報ファイル	No205 【項目種別】 自動交付機連携管理項目	No204 【項目種別】 コンビニ交付連携管理項目	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	(別添2)特定個人情報記録項目 1. 住民基本情報ファイル	No206 【項目種別】 自動交付機連携管理項目	No205 【項目種別】 コンビニ交付連携管理項目	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	(別添2)特定個人情報記録項目 1. 住民基本情報ファイル	記載なし	No206 【情報種別(主な項目)】 技術的事項 【項目種別】 世帯員項目 【項目名】 旧氏(カナ)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	(別添2)特定個人情報記録項目 1. 住民基本情報ファイル	記載なし	No207 【情報種別(主な項目)】 技術的事項 【項目種別】 世帯員項目 【項目名】 旧氏(漢字)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	(別添2)特定個人情報記録項目 1. 住民基本情報ファイル	記載なし	No208 【情報種別(主な項目)】 技術的事項 【項目種別】 世帯員項目 【項目名】 旧氏異動事由	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	(別添2)特定個人情報記録項目 2. 本人確認情報ファイル	記載なし	No37 旧氏 漢字	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	(別添2)特定個人情報記録項目 2. 本人確認情報ファイル	記載なし	No38 旧氏 外字数	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	(別添2)特定個人情報記録項目 2. 本人確認情報ファイル	記載なし	No39 旧氏 ふりがな	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	(別添2)特定個人情報記録項目 2. 本人確認情報ファイル	記載なし	No40 旧氏 外字変更連番	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	(別添2)特定個人情報記録項目 3. 送付先情報ファイル	記載なし	No62 旧氏 漢字	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	(別添2)特定個人情報記録項目 3. 送付先情報ファイル	記載なし	No63 旧氏 外字数	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	(別添2)特定個人情報記録項目 3. 送付先情報ファイル	記載なし	No64 旧氏 ふりがな	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	(別添2)特定個人情報記録項目 3. 送付先情報ファイル	記載なし	No65 旧氏 外字変更連番	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	(別添2)特定個人情報記録項目 3. 送付先情報ファイル	記載なし	No66 ローマ字 氏名	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	(別添2)特定個人情報記録項目 3. 送付先情報ファイル	記載なし	No67 ローマ字 旧氏	事前	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置 の内容	個人番号カード又は通知カードと本人確認書類 の提示を受け、本人確認を行う。	本人確認書類(個人番号カード等)の提示を受 け、本人確認を行う。	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られていないため
令和2年9月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措 置の内容	個人番号カード又は通知カードの提示を受け、 個人番号の真正性確認を行う。また、住民異動 届出時に取得した個人番号が変更されていない かチェックする。	・個人番号カード(通知カード、個人番号が記載 された住民票の写し、転出証明書等)の提示を受 け、個人番号の真正性確認を行う。 ・出生等により新たに個人番号が指定される場 合や転入の際に個人番号カードの提示がない 場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と 個人番号の対応付けの確認を行う。 ・また、取得した個人番号が変更されていない か確認を行う。	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られていないため
令和2年9月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1: 特定個人情報の漏え い・滅失・棄損リスク ⑩ 死者の個人番号 具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法で安全管理措 置を実施する。	生存する個人の個人番号とともに、死亡による 削除後、住民基本台帳法施行令第34条第3項 (保存)に定める期間(150年間)保管する。	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られていないため
令和2年9月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置 の内容	個人番号カード又は通知カードと本人確認書類 の提示を受け、本人確認を行う。	本人確認書類(個人番号カード等)の提示を受 け、本人確認を行う。	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られていないため
令和2年9月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措 置の内容	・個人番号カード又は通知カードと本人確認書 類の提示を受け、個人番号の真正性確認を行 う。また、住民異動届出時に取得した個人番号 が変更されていないかチェックする。 ・出生等により新たに個人番号が指定される場 合や転入の際に個人番号カード又は通知カー ドと本人確認書類の提示がない場合には、市町 村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対 応付けの確認を行う。	・個人番号カード(通知カード、個人番号が記載 された住民票の写し、転出証明書等)の提示を受 け、個人番号の真正性確認を行う。 ・出生等により新たに個人番号が指定される場 合や転入の際に個人番号カードの提示がない 場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と 個人番号の対応付けの確認を行う。 ・また、取得した個人番号が変更されていない か確認を行う。	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られていないため
令和2年9月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1: 特定個人情報の漏え い・滅失・棄損リスク ⑩ 死者の個人番号 具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様に、死亡による削除 後、平成14年6月10日総務省告示第334号 (第6-8(1)市町村長における本人確認情報 の消去)に定める期間保管する。	生存する個人の個人番号とともに、死亡による 削除後、住民基本台帳法施行令第34条第3項 (保存)に定める期間(150年間)保管する。	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られていないため
令和2年9月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク3: 特定個人情報が消去 されずいつまでも存在するリ スク	・システム上、平成14年6月10日総務省告示 第334号(第6-8(1)市町村長における本人 確認情報の消去)に定める保存期間を経過した 住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴 情報)及び削除者の本人確認情報を消去する。 ・磁気ディスク廃棄時は、手順書等に基づき、内 容の消去・破壊等を行うとともに、磁気ディス ク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトに よるフォーマット・物理的粉砕等を行い、内容を読 み出すことができないようにする。 ・帳票については、手順書等に基づき、帳票管 理簿を作成し、受渡し・保管及び廃棄の運用が 適切に行われていることを適時確認するととも に、その記録を残す。廃棄時には、職員立会い の下で裁断・溶解処理等を行うとともに、帳票管 理簿にその記録を残す。	・システム上、住民基本台帳法施行令第34条 第3項(保存)に定める期間(150年間)を経過 した住民票の記載の修正前の本人確認情報 (履歴情報)及び削除者の本人確認情報を消去 する。 ・磁気ディスク廃棄時は、手順書等に基づき、内 容の消去・破壊等を行うとともに、磁気ディス ク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトに よるフォーマット・物理的粉砕等を行い、内容を読 み出すことができないようにする。 ・帳票については、手順書等に基づき、帳票管 理簿を作成し、受渡し・保管及び廃棄の運用が 適切に行われていることを適時確認するととも に、その記録を残す。廃棄時には、職員立会い の下で裁断・溶解処理等を行うとともに、帳票管 理簿にその記録を残す。	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られていないため
令和2年9月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置 の内容	送付先情報の入手元である住民記録システ ムへの情報の登録の際、窓口において、個人番 号カード又は通知カードと本人確認書類の提示 を受け、本人確認を行う。	送付先情報の入手元である住民記録システ ムへの情報の登録の際、窓口において、本人確 認書類(個人番号カード等)の提示を受け、本 人確認を行う。	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られていないため
令和3年9月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担 当部署 ① 部署	市民環境部住民課	市民文化部住民課	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られていないため
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概 要住民記録情報ファイル 2. 基本情報 ⑥ 事務担当部署	市民環境部住民課	市民文化部住民課	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られていないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1 ③委託先における取扱者数	1)10人未満	2)10人以上50人未満	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	株式会社スタッフクリエイト	株式会社徳島データサービス	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	株式会社徳島データサービス	株式会社スタッフクリエイト	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	市民環境部住民課	市民文化部住民課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 送付先情報ファイル 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	市民環境部住民課	市民文化部住民課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月1日	V 開示請求、問い合わせ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	徳島市市民環境部住民課住民記録係	徳島市市民文化部住民課住民記録係	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月1日	V 開示請求、問い合わせ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ ①連絡先	徳島市市民環境部住民課住民記録係	徳島市市民文化部住民課住民記録係	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第7号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別紙のとおり (別表第2における情報照会の根拠) なし 番号法 第19条第8号	番号法 第19条第8号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別紙のとおり (別表第2における情報照会の根拠) なし 番号法 第19条第9号	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 住民記録情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)	提供先2～58、62 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号	提供先2～58、62 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 住民記録情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)	提供先1 ①法令上の根拠 番号法第19条第9号	提供先1 ①法令上の根拠 番号法第19条第10号	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 住民記録情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)	提供先61 ①法令上の根拠 番号法第19条第10号	提供先61 ①法令上の根拠 番号法第19条第11号	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)	提供先1 ①法令上の根拠 番号法第19条第6号	提供先1 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 住民記録情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項4⑥委託先名	富士通株式会社 徳島支店	富士通Japan株式会社 徳島支社	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 住民記録情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項6～10⑥委託先名	富士通株式会社 徳島支店	富士通Japan株式会社 徳島支社	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項4⑥委託先名	富士通株式会社 徳島支店	富士通Japan株式会社 徳島支社	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 送付先情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項4⑥委託先名	富士通株式会社 徳島支店	富士通Japan株式会社 徳島支社	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 住民記録情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)	移転先2 ①法令上の根拠 ②9の項 児童福祉法 別表第1省令第9、④43の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法 別表第1省令第34条④45の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法 別表第1省令第36条③94の項 子ども・子育て支援法 別表第1省令第68条 ②移転先における用途 ①里親の認定、養育里親の登録、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務②助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務④母子及び父子並びに寡婦に対する資金の貸付けに関する事務⑥母子及び父子家庭自立支援給付金の支給に関する事務③子育て短期支援事業に関する事務 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ①里親の認定、養育里親の登録、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務②助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務対象者④母子及び父子並びに寡婦に対する資金の貸付けに関する事務対象者⑥母子及び父子家庭自立支援給付金の支給に関する事務対象者③子育て短期支援事業に関する事務対象者	(削除)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 住民記録情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)	移転先5 介護保険課 ①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第1①68の項 介護保険法 別表第1省令第50条 ②移転先における用途 ①介護保険 保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ①介護保険における保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収関係対象者 ⑥時期・頻度 照会を受けたら都度(1年間に22,000回)	移転先5 高齢介護課 ①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第1①68の項 介護保険法 別表第1省令第50条②41の項 老人福祉法 別表第1省令第32条 番号法第9条第2項 条例第2条第1項 別表第1①6の項 ②移転先における用途 ①介護保険 保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務②老人福祉の福祉措置又は費用の徴収に関する事務 ①介護サービスを提供する法人が利用者負担を軽減する事業に関する事務 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ①介護保険における保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収関係対象者②高齢者のうち老人福祉の福祉措置又は費用の徴収関係対象者①低所得で特に生計が困難である者及び生活保護受給者で介護給付又は予防給付支給関係対象者 ⑥時期・頻度 照会を受けたら都度(1年間に22,500回)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 住民記録情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)	移転先6 子ども施設課	移転先6 子ども保育課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 住民記録情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)	移転先8 保健センター ②移転先における用途 ②保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊婦の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ②保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊婦の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療関係対象者	移転先8 健康長寿課 ②移転先における用途 ②保健指導、健康診査に関する事務 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ②保健指導、健康診査対象者	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 住民記録情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)	移転先11 保健福祉政策課	移転先11 健康福祉政策課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 住民記録情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)	移転先14 高齢福祉課 ①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第1④41の項 老人福祉法 別表第1省令第32条 番号法第9条第2項 条例第2条第1項 別表第1①6の項 ②移転先における用途 ①老人福祉の福祉措置又は費用の徴収に関する事務①介護サービスを提供する法人が利用者負担を軽減する事業に関する事務 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ①高齢者のうち老人福祉の福祉措置又は費用の徴収関係対象者①低所得で特に生計が困難である者及び生活保護受給者で介護給付又は予防給付支給関係対象者 ⑥移転方法 庁内連携システム・電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ⑦時期・頻度(1年間に約270回)	移転先14 子ども健康課 ①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第1①7の項 児童福祉法 別表第1省令第7条、②9の項 児童福祉法 別表第1省令第9条、③43の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法 別表第1省令第34条、④45の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法 別表第1省令第36条、⑤49の項 母子保健法 別表第1省令第40条、⑥94の項 子ども・子育て支援法 別表第1省令第68条 ②移転先における用途 ①養育里親の登録、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務②助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務③母子及び父子並びに寡婦に対する資金の貸付けに関する事務④母子及び父子家庭自立支援給付金の支給に関する事務⑤新生児・妊産婦・未熟児の訪問指導、妊婦の届出、母子健康手帳の交付、低体重児の届出、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務⑥子育て短期支援事業に関する事務 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ①養育里親の登録、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務②助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施関係対象者③母子及び父子並びに寡婦に対する資金の貸付け関係対象者④母子及び父子家庭自立支援給付金の支給関係対象者⑤新生児・妊産婦・未熟児の訪問指導、妊婦の届出、母子健康手帳の交付、低体重児の届出、養育医療関係対象者⑥子育て短期支援事業関係対象者 ⑥移転方法 庁内連携システム⑦時期・頻度(1年間に約66,800回)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 住民記録情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)	提供先59 スポーツ振興課	提供先59 体育保険給食課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和4年9月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 住民記録情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	②ディスク交換やハード更新等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報の読み出しができないように物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	②ディスク交換やハード更新等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報の読み出しができないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年3月7日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	空欄	公表日と同日の変更内容について、提出時期が事前であるものは次期システム特有の内容であり、事後であるものは現行・次期システム共通の内容となります。	事前	
令和6年3月7日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	追加	⑮住民票等のコンビニ等での交付	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年3月7日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	2. 関連システム連携機能 証明書コンビニ交付システム、個人・法人管理システム(宛名システム)、住民基本台帳ネットワーク (コミュニケーションサーバー)システム、番号連携システム、戸籍情報システム等に各システムで 必要な住民記録情報を連携する。	2. 関連システム連携機能 証明書コンビニ交付システム、庁内連携システム(共通基盤システム)、宛名管理システム、住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム、番号連携システム等に各システムで必要な住民記録情報を連携する。	事前	
令和6年3月7日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[○]その他(戸籍情報システム、証明書コンビニ交付システム、番号連携システム、社会保障関係システム)	[○]その他(証明書コンビニ交付システム、番号連携システム)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月7日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2	①システムの名称 新窓口対応システム(庁内連携システム) ②システムの機能 1. 個人情報照会機能 住民登録外者を含む個人情報のオンライン照会を行う。 2. 証明書等発行機能 住民票の写し、確認書、記載証明書等を発行する。 3. 証明書発行抑止機能 ドメスティックバイオレンス(以下「DV」という。)等被害者情報を登録し、証明書交付の制限を行う。  (注)特定個人情報に関する機能のみ記載。 ③他のシステムとの接続 [ ]情報提供ネットワークシステム[ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム[○]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等[○]税務システム [○]その他(社会保障関係システム)	①システムの名称 証明書コンビニ交付システム ②システムの機能 ・住民異動連携更新機能 住民記録システムで異動のあった住民票情報を受信し、証明書発行サーバーの住民票データベース(以下「住民票DB」という。)に更新する。 2. 住民票セットアップ機能 住民記録システムが保有する住民票情報を、証明書発行サーバーの住民票DBに一括登録する。 3. コンビニ交付機能 キオスク端末からの要求に応じて証明書データを送信する。  (注)特定個人情報に関する機能のみ記載。 ③他のシステムとの接続 [ ]情報提供ネットワークシステム[ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム[○]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等[ ]税務システム [ ]その他( )	事前	
令和6年3月7日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3	①システムの名称 証明書コンビニ交付システム ②システムの機能 ・住民異動連携更新機能 住民記録システムで異動のあった住民票情報を受信し、証明書発行サーバーの住民票データベース(以下「住民票DB」という。)に更新する。 2. 住民票セットアップ機能 住民記録システムが保有する住民票情報を、証明書発行サーバーの住民票DBに一括登録する。 3. コンビニ交付機能 キオスク端末からの要求に応じて証明書データを送信する。  (注)特定個人情報に関する機能のみ記載。 ③他のシステムとの接続 [ ]情報提供ネットワークシステム[ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム[○]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等[ ]税務システム [ ]その他( )	①システムの名称 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム ②システムの機能 (略) 3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)処理機能 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う (一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。) (略) ③他のシステムとの接続 [ ]情報提供ネットワークシステム[ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム[○]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等[ ]税務システム [○]その他(戸籍システム )	事前	
令和6年3月7日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4	①システムの名称 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム ②システムの機能 (略) 3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)処理機能 転入の届出を受け付けた際、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 (略) ③他のシステムとの接続 (略)	①システムの名称 番号連携システム ②システムの機能 (略) ③他のシステムとの接続 (略)	事前	
令和6年3月7日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5	①システムの名称 番号連携システム ②システムの機能 (略) ③他のシステムとの接続 (略)	①システムの名称 中間サーバーシステム ②システムの機能 (略) ③他のシステムとの接続 (略)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月7日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6	①システムの名称 中間サーバーシステム ②システムの機能 (略) ③他のシステムとの接続 (略)	削除	事前	
令和6年3月7日	I 基本情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第7条(指定及び通知) 第16条(本人確認の措置) 第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住基法(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) 第5条(住民基本台帳の備付け) 第6条(住民基本台帳の作成) 第7条(住民票の記載事項) 第8条(住民票の記載等) 第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) 第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) 第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) 第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第7条(指定及び通知) 第16条(本人確認の措置) 第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住基法(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) 第5条(住民基本台帳の備付け) 第6条(住民基本台帳の作成) 第7条(住民票の記載事項) 第8条(住民票の記載等) 第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) 第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) 第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 第22条(転入届) 第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) 第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年3月7日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第8号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別紙のとおり (別表第2における情報照会の根拠) なし  番号法 第19条第8号	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)  (別表第二における情報照会の根拠) : なし (住民基本台帳関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年3月7日	I 基本情報 (別紙)法令上の根拠	21の項 身体障害者福祉法	削除	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年3月7日	I 基本情報 (別紙)法令上の根拠	79の項 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 別表第2省令第49条	削除	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年3月7日	I 基本情報 (別紙)法令上の根拠	記載なし	107の項 特定障害者に対する特別障害給に関する法律 別表第2省令第54条の2	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年3月7日	(別添1)事務の内容 1. 住民記録情報ファイルを取り扱う事務内容(続き)	図	新規図に差替え	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年3月7日	(別添1)事務の内容 2. 本人確認情報及び3. 送付先情報ファイルを取り扱う事務内容	(図中) 3-①特例転入(住民→担当課) 3-②送信依頼(統合端末→市町村CS→他市町村) 3-③送信(他市町村→市町村CS)	(図中) 3-①送信(他市町村→市町村CS) 3-②送信(市町村CS→既存住基システム) 3-③特例転入(住民→担当課)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月7日	(別添1)事務の内容 (備考)	<p>1. 本人確認情報の更新に関する事務</p> <p>1-①住民により転入・転出・転居・出生・死亡等の届出等を受け付ける。</p> <p>1-②届出書等を住民記録システムにより住民記録DBを更新する。</p> <p>1-③更新された住民記録情報を基に、市町村コミュニケーションサーバー(以下、「市町村CS」という。)の本人確認情報を更新する。</p> <p>1-④市町村CSにより更新された本人確認情報を徳島県の都道府県サーバーに通知する。</p> <p>2. 本人確認に関する事務</p> <p>2-①住民から住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける。</p> <p>2-②③統合端末において、住民から提示された個人番号カードに記録された住民票コード(又は法令で定めた書類に記載された4情報)を送信し、市町村CSを通じて、全国サーバーに対して本人確認を行う。</p> <p>2-④全国サーバーより、市町村CSを通じて、本人確認結果を受領する。</p>	<p>1. 本人確認情報の更新に関する事務</p> <p>1-①住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。</p> <p>1-②市町村の住民基本台帳(既存住基システム)を更新する。</p> <p>1-③市町村の住民基本台帳にて更新された住民情報を基に、市町村CSの本人確認情報を更新する。</p> <p>1-④市町村CSにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバーに通知する。</p> <p>2. 本人確認に関する事務</p> <p>2-①住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。</p> <p>2-②③統合端末において、住民から提示された個人番号カードに記録された住民票コード(又は法令で定めた書類に記載された4情報)を送信し、市町村CSを通じて、全国サーバーに対して本人確認を行う。</p> <p>2-④全国サーバーより、市町村CSを通じて、本人確認結果を受領する。</p>	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年3月7日	(別添1)事務の内容 (備考) 続き	<p>3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)</p> <p>3-①転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「2. 本人確認」を参照)を行う。</p> <p>3-②統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う。</p> <p>3-③市町村CSにおいて、転出地市町村より転出証明書情報を受信する。</p> <p>3-④住民記録システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信し、転入処理を行う。</p> <p>3-⑤市町村CSより、住民記録システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバーへ本人確認情報の更新情報を送信する。</p> <p>3-⑥転入処理完了後、個人番号カードの継続利用を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理情報の更新要求を行う。</p>	<p>3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)</p> <p>3-①市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。</p> <p>3-②既存住基システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信する。</p> <p>3-③転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「2. 本人確認」を参照)を行う。</p> <p>※転出証明書情報に記載の転出の予定年月日から30日後までに転入手続が行われない場合には、当該転出証明書情報を消去する。</p> <p>※3-③の転入手続時に転出証明書情報を受信していない場合又は消去している場合には、統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行い(※特定個人情報を含まない)、その後、3-①・②を行う。</p> <p>3-④既存住基システムにおいて、転入処理を行う。</p> <p>3-⑤市町村CSより、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報(※特定個人情報を含まない)を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバーへ本人確認情報の更新情報を送信する。</p> <p>3-⑥転入処理完了後、個人番号カードの継続利用処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理情報の更新要求を行う。</p>	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年3月7日	(別添1)事務の内容 (備考) 続き2	<p>4. 本人確認情報検索に係る事務</p> <p>4-①4情報の組合せをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。※検索対象者が県内他市町村の場合は都道府県サーバー、他都道府県の場合は全国サーバーに対してそれぞれ検索の要求を行う。</p> <p>5. 機構への情報照会に係る事務</p> <p>5-①機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。</p> <p>5-②機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>6. 本人確認情報整合に係る事務</p> <p>6-①市町村CSより、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。</p> <p>6-②都道府県サーバー及び全国サーバーにおいて、市町村CSにより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて保有する本人確認情報の整合性確認を行う。</p> <p>6-③都道府県サーバー及び全国サーバーより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。</p>	<p>4. 本人確認情報検索に関する事務</p> <p>4-①住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。</p> <p>※検索対象者が自都道府県の住所地市町村以外の場合は都道府県サーバー、他都道府県の場合は全国サーバーに対してそれぞれ検索の要求を行う。</p> <p>5. 機構への情報照会に係る事務</p> <p>5-①機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。</p> <p>5-②機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>6. 本人確認情報整合に係る事務</p> <p>6-①市町村CSより、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。</p> <p>6-②都道府県サーバー及び住基全国サーバーにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて保有する本人確認情報の整合性確認を行う。</p> <p>6-③都道府県サーバー及び全国サーバーより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。</p>	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月7日	(別添1)事務の内容 (備考) 続き3	7. 送付先情報通知に関する事務 7-①住民記録DB又は個人法人DBより、個人番号カードの交付対象者の送付先情報を抽出する。 7-②個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する。 8. 個人番号カード管理システムとの情報連携 8-①個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付・廃止・回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。	7. 送付先情報通知に関する事務 7-①既存住基システムより、当該市町村における個人番号カードの交付対象者の送付先情報を抽出する。 7-②個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する。 8. 個人番号カード管理システムとの情報連携 8-①個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付・廃止・回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	住民課、市民協働課14支所	住民課、14支所	事前	
令和6年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 4. 特定個人情報の取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	個人番号通知書・個人番号カードの送付・交付事務は、徳島市に在住する住民(消除者を含む)を対象としているため、委託先に提供する必要がある。	個人番号通知書・個人番号カードの送付・交付事務は、総務省において民間事業者へ委託することが容認されているため。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 4. 特定個人情報の取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	住民異動届を住民記録システムに入力を行う事務は、徳島市に在住する住民(消除者を含む)を対象としているため、委託先に提供する必要がある。	住民異動繁忙期において業務を円滑に遂行するために、民間事業者へ住民異動届を住民記録システムに入力を行う事務を委託している。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 4. 特定個人情報の取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	株式会社スタッフクリエイト	株式会社クリエアナブキ	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 4. 特定個人情報の取扱いの委託 委託事項3	委託事項3 電子計算システムの維持運用業務 ①委託内容 住民記録システムの維持運用業務	委託事項3 電子計算システムの移行データ等作成業務 ①委託内容 住民記録システムの移行データ等作成業務	事前	
令和6年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 4. 特定個人情報の取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	住民記録システムの維持運用業務は、当該システムのデータベースが徳島市に在住する住民(消除者を含む)を対象としているため、委託先に提供する必要がある。	住民記録システムの移行データ等作成業務は、当該ベンダーしか行うことができないため。	事前	
令和6年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 4. 特定個人情報の取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	証明書コンビニ交付システムの運用支援業務は、当該システムのデータベースが徳島市に在住する住民(消除者を含む)を対象としているため、委託先に提供する必要がある。	証明書コンビニ交付システムの安定した稼働を行うため、十分な専門知識を持つ民間事業者へ業務を委託している。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 4. 特定個人情報の取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	住民記録情報の保管及び集配業務は、震災等によるデータ喪失の対策を目的としているため、委託先に提供する必要がある。	住民記録情報の保管及び集配業務は、震災等によるデータ喪失の対策を目的としているため、専門知識を有する民間事業者へ業務を委託している。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 4. 特定個人情報の取扱いの委託 委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	番号連携システムの運用支援業務は、当該システムのデータベースが徳島市に在住する住民(削除者を含む)を対象としているため、委託先に提供する必要があります。	番号連携システムの安定した運用のため、システムの構築を行った民間事業者に業務を委託している。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 4. 特定個人情報の取り扱いの委託 委託事項7	記載なし	【委託事項7】 電子計算システムの維持運用業務 ①委託内容 住民記録システムの維持運用業務 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 [特定個人情報ファイルの全体] 対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] 対象となる本人の範囲※ ・徳島市に在住する住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民)※削除者を含む。 その妥当性 住民記録システムの維持運用業務は、当該ベンダーしか行うことができないため。 ③委託先における取扱者数 [10人以上50人未満] ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 [○]その他(住民記録システムの維持運用業務に必要な範囲で、システムを通して特定個人情報ファイルにアクセスする。) ⑤委託先の確認方法 委託先が決定した際には、徳島市ホームページにて公表する。	事前	
令和6年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 4. 特定個人情報の取り扱いの委託 委託事項7 続き	記載なし	⑥委託先名 富士通Japan株式会社 徳島支社 ⑦再委託の有無※ [再委託する] ⑧再委託の許諾方法 再委託先の適切な個人情報の運用・取り扱いを明記した業務委託基本契約書の承認を行う。 1 委託先から再委託先の会社名、所在地、再委託する理由、再委託する業務の範囲、及びセキュリティ対策等を明記した再委託申請書、履行体制図及び従業者に対する監督・教育の状況について記載した契約書案の提出を受け、徳島市が再委託先の安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続きを経たうえで再委託を承諾する。 2 セキュリティ対策は、再委託先への間接的な監督が行えるよう、書面での定期的な報告及び必要に応じて実地調査を行えることを契約書に記述させることとする。 ⑨再委託事項 住民記録・印鑑登録・除票システムの維持管理・運用等 ただし、特定個人情報を取り扱う再委託社員は個人情報の取り扱いに関する誓約書の提出を確認の上で、富士通Japan株式会社 徳島支社が指定する業務及びアクセス権限の範囲に限り作業させる。	事前	
令和6年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先13	【提供先13】 厚生労働大臣 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の21の項 身体障害者福祉法 ②提供先における用途 費用の徴収に関する事務 ③提供する情報 住民票関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 [ 10万人以上100万人未満 ] ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 費用の徴収関係対象者 ⑥提供方法 [○]情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	【提供先13】 厚生労働大臣 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の107の項 別表第2省令第54条 特定障害者に対する特別障害給付金に関する法律 ②提供先における用途 特別障害給付金の支給に関する事務 ③提供する情報 住民票関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 [ 10万人以上100万人未満 ] ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 特別障害給付金の支給関係対象者 ⑥提供方法 [○]情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑥移転方法	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ⑥移転方法	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事前	
令和6年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ⑥移転方法	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事前	
令和6年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5 ⑥移転方法	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事前	
令和6年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7 ⑥移転方法	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事前	
令和6年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 ⑥移転方法	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事前	
令和6年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13 ⑥移転方法	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事前	
令和6年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	追加	【ガバメントクラウドにおける措置】 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ア)ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 イ)日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	
令和6年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	・住民記録情報は、新たに記載の修正の届出等を受けるまで保管する。 ・消除者の住民記録情報は、住民票が消除となった時点から住基法施行令第34条に定める期間(5年間)保存する。	・住民記録情報は、新たに記載の修正の届出等を受けるまで保管する。 ・消除者の住民記録情報は、住民票が消除となった時点から住基法施行令第34条に定める期間(150年間)保存する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 1. 住民記録情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【徳島市における措置】 住民記録情報ファイルに記録されたデータは、システムにて自動判定し消去する。届出書・申請書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。  【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①特定個人情報の消去は、徳島市からの操作によって実施するため、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更新等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報の読み出しができないよう、物理的破壊により完全に消去する。	【徳島市における措置】 住民記録情報ファイルに記録されたデータは、システムにて自動判定し消去する。届出書・申請書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理等を行う。  【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 (略)  【ガバメントクラウドにおける措置】 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	
令和6年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 2. 本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署※	住民課、市民協働課14支所	住民課、14支所	事前	
令和6年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 3. 送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	送付先情報の入手が必要となる個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び通知に係る事務は法令に明示されている。	送付先情報の入手が必要となる個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び通知に係る事務は法令に明示されている。 個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務) ※本人へ明示する場合には、明示方法について記載する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 3. 送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び通知並びに個人番号カードの発行に係る事務を法令に基づき委託する機構に提供する。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 3. 送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署※	住民課、市民協働課14支所	住民課、14支所	事前	
令和6年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	現行システムのファイル記録項目	削除	事前	
令和6年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	新規	次期システムのファイル記録項目	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1.住民基本台帳ファイル 3.特定個人情報の使用 リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	住民票関係事務では、住民登録人口・世帯数・住民異動事由別の増減数等各種の統計を行うが、特定の個人を判別しうるような統計や情報分析は行わない。	・住民票関係事務では、住民登録人口・世帯数・住民異動事由別の増減数等各種の統計を行うが、特定の個人を判別しうるような統計や情報分析は行わない。 ・スクリーンセーバ等を利用し、長時間にわたり本人確認情報を表示しない。 ・統合端末のディスプレイを来庁者から見えな位置に設置する。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲とする。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の許可を必要とする。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年3月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1.住民基本台帳ファイル 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	追加	【ガバメントクラウドにおける措置】 ①ISMAPのリストに登録されたクラウドサービスから調達することとなり、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可されたものだけがアクセスできるよう適切な入室管理を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととなっている。	事前	
令和6年3月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1.住民基本台帳ファイル 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	追加	【ガバメントクラウドにおける措置】 ①国及びクラウド事業者はデータにアクセスしない契約等となっている。 ②委託するアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。	事前	
令和6年3月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1.住民基本台帳ファイル 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7:誤った情報を提供してしまうリスク ⑩死者の個人番号 具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による削除後、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)保管する	生存する個人の個人番号とともに、死亡による削除後、住民基本台帳法施行令第34条第1項(保存)に定める期間(150年間)保管する	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年3月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1.住民基本台帳ファイル 7.特定個人情報の保管・消去 リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	追加	・ガバメントクラウドにおいては、データの復元がなされないようにクラウド事業者において、NIST800-88等の公的ガイドに準拠したプロセスに従って確実にデータ消去する。	事前	
令和6年3月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.本人確認情報ファイル 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号 具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による削除後、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)保管する	生存する個人の個人番号とともに、死亡による削除後、住民基本台帳法施行令第34条第1項(保存)に定める期間(150年間)保管する	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年3月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.本人確認情報ファイル 7.特定個人情報の保管・消去 リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	・システム上、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び削除者の本人確認情報を消去する。 (略)	・システム上、住民基本台帳法施行令第34条第1項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び削除者の本人確認情報を消去する。 (略)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月7日	IV その他のリスク対策 1.監査 ②監査 具体的な内容	追加	【ガバメントクラウドにおける措置】 ガバメントクラウドはISMAPのリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしている。ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	
令和6年3月7日	IV その他のリスク対策 3.その他のリスク対策	追加	【ガバメントクラウドにおける措置】 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	